

自己評価報告書

平成31年 3 月

静岡大学
国際連携推進機構

目 次

I	国際連携推進機構の現状及び特徴	1
II	目的	2
III	基準ごとの自己評価	3
	基準1 組織の目的	3
	基準2 組織構成	5
	基準3 教員及び支援者等	12
	基準4 活動の状況と成果	17
	基準5 施設・設備・学生支援	32
	基準6 内部質保証システム	35
	基準7 管理運営	38
	基準8 情報等の公表	43
	基準9 地域貢献活動の状況	46
	基準10 国際化の状況	51
	資料	56

I 国際連携推進機構の現況と特徴

1 現況

- (1) 実施組織名 静岡大学国際連携推進機構
- (2) 所在地 〒422-8529 静岡市駿河区大谷836
- (3) 国際連携推進機構の構成

学術交流部門

学生支援部門

グローバル教育部門

- (4) 学生数及び教員数 (平成30年5月1日現在)

学生数：430名 (留学生) ※各学部・研究科に所属

専任教員数：

学術交流部門 教授 1 准教授 1 助教 1

学生交流部門 准教授 2

グローバル教育部門 教授 2

- (5) 施設・設備

静岡キャンパス

講義室 (77㎡×2)

日本語教室 (24㎡×2、30㎡×1)

資料室 (22㎡)

倉庫 (22㎡)

センター長室 (44㎡)

事務室 (国際交流課) (126㎡)

研究室 (60㎡×2、21㎡×4、22㎡×3)

共同研究室 (52㎡×1、43㎡×1)。

浜松キャンパス

教室 (47㎡×2、27㎡×1)

研究室 (55㎡×1、24㎡×4、25㎡×1)

資料室 (24㎡)

事務室 (浜松学生支援課事務室内に2席あり)

- (6) 予算

168,288千円 (平成30年度)

2 特徴

教育や学術は普遍的性格を持ち、大学における国際交流は教育・研究を充実・発展させる上で重要な要因であるが、近年グローバル化の進展とともに留学生、研究者の国を越えた移動性 (mobility) が高まり、大学の国際化は大学の発展を図る上で、重要な課題となっている。学生および教職員の教育・研究両面での国際交流活動を一体的に推進するため、従来の留学生センターを発展的に改組拡充し、平成18年4月に国際交流センターを設置した。同センターにおいては、関係教職員が参加する会議を原則隔週で開催し、学術交流、学生交流をセンター全教員と国際交流課員が協力して有機的・円滑な留学生教育と国際化業務の実施に努めた。

平成27年に開講した「アジアブリッジプログラム」(以下「ABP」という)を所掌するため全学教育基盤機構の下に設置したグローバル企画推進室を合併し、平成29年10月にグローバル対応組織の全学的な再編と国際化取組の強化を目的として国際連携推進機構を設置した。ABPは、平成25年度国立大学改革強化推進補助金事業「全学的な教育改革・組織改革によるグローバル人材育成機能の強化 - ターゲット・アジア人材育成拠点の構築 -」の採択を受け開設した新しい教育プログラムである。

大学の全学組織の一つとして、全学の留学生の教育と支援、日本人学生の留学支援、海外の大学とのネットワークの構築等の国際化事業にとどまらず、ABPのように全学部を横断する国際プログラムを各学部の学位課程と連携して運営し、留学生の受入促進と日本人学生の国際教育を全学レベルで実施していることが、本機構の活動の特筆すべき特徴である。

Ⅱ 目的

静岡大学国際連携推進機構は、静岡大学における国際連携に関わる戦略を全学的な観点から検討し、本学の理念及び基本方針に沿った総合的かつ効果的な国際連携の一層の推進を図ることを目的とする。

地域における国際的な学術の中心として、静岡という地域と大学の強み・特徴・ポテンシャルを活かした持続的な国際化を推進するために、「地域の国際化と一体となった静岡大学の国際化の推進」をグローバル化戦略の基本方針に掲げる。特に重要な事項として、「静岡からグローバル人材を育成すること」と「国際化における地域のハブ、海外との交流のハブとして機能する」ことに取り組む。そのために、国内外の大学とのコンソーシアムを通じて、地域との共同体制のもとに、国際的な教育・研究活動を推進する。

Ⅲ 基準ごとの自己評価

基準 1 組織の目的

(1) 観点ごとの分析

観点1-1-① 組織の目的（使命、活動を行うにあたっての基本的な方針、達成しようとする基本的な成果等）が、明確に定められ、また、その内容が、学校教育法第52条に規定された、大学一般に求められる目的に適合しているか。

【観点到る状況】

国際連携推進機構（以下、「機構」という。）の目的は、「静岡大学国際連携推進機構規則」（平成29年9月20日規則第7号）において、「静岡大学における国際連携に関わる戦略を全学的な観点から検討し、本学の理念及び基本方針に沿った総合的かつ効果的な国際連携の一層の推進を図ることを目的とする。」と規定されている。

静岡大学は、第3期中期目標・中期計画に沿った国際化方針として、「静岡大学のグローバル化戦略～地域と連携したグローバル化～」を策定し、平成28年5月12日に全学教育基盤機構会議にて承認している。これに基づき、機構の基本方針は、地域における国際的な学術の中心として、静岡という地域と大学の強み・特徴・ポテンシャルを活かした持続的な国際化を推進するために、「地域の国際化と一体となった静岡大学の国際化の推進」を図ることである。特に重要な事項として、「静岡からグローバル人材を育成すること」と「国際化における地域のハブ、海外とのハブとして機能する」ことに取り組む。静岡からグローバル人材を育成するために、グローバル教育の実施と環境整備を行い、国際志向の学生に選ばれる大学の形成に努める。また、国際化における地域のハブ、海外とのハブとして機能するために、国内外の大学とのコンソーシアムを通じて、地域との共同体制のもとに、国際的な教育・研究活動を協働運営する。

【分析結果とその根拠理由】

「静岡大学における国際連携に関わる戦略を全学的な観点から検討し、本学の理念及び基本方針に沿った総合的かつ効果的な国際連携の一層の推進を図る」という機構の目的は、学校教育法第52条に定められた、大学一般に求められる「学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。」という目的に適合している。

また、機構の「地域の国際化と一体となった静岡大学の国際化の推進」という活動方針も教育研究の成果を社会に提供し、発展に寄与するという上記の大学一般に求められる目的に適合している。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

特になし。

【改善を要する点】

特になし。

基準 2 組織構成

(1) 観点ごとの分析

観点2-1-① 組織の構成が、組織の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

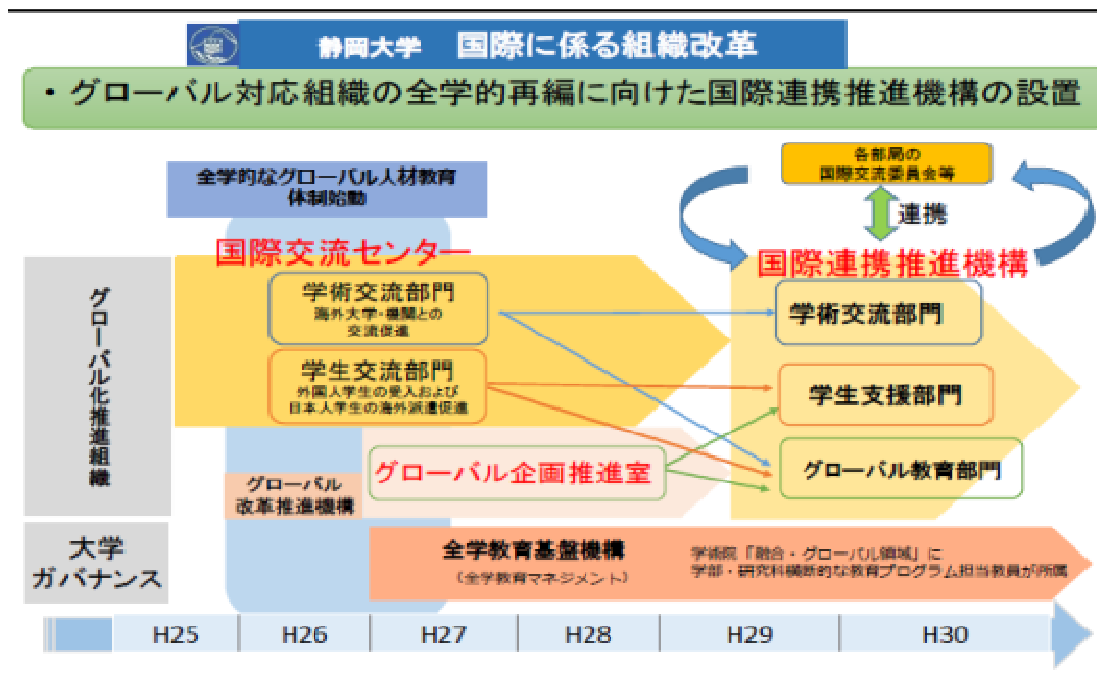
【観点到係る状況】

平成25年度国立大学改革強化推進補助金事業「全学的な教育改革・組織改革によるグローバル人材育成機能の強化－ターゲット・アジア人材育成拠点の構築－」の採択を受けて進めたグローバル対応組織の全学的な再編の取組として、平成29年10月に国際連携推進機構を設置した。

機構の母体となる組織の一つである国際交流センターは、平成12年に設置した留学生センターに始まり、平成18年に国際交流センターに改組したものである。機構の前身となるもう一つの組織であるグローバル改革推進機構は、同補助金事業の採択を受け平成25年度末に開設した。この機構は時限の措置であり、全学的な組織再編のもとで平成27年度に設置される全学教育基盤機構にグローバル企画推進室として組み込まれることが予定されていた。平成26年度には国際交流センターが、平成27年度以降は国際交流センターとグローバル企画推進室がABPの立ち上げ準備、企画、運営に取り組んだ。グローバル企画推進室は、主にABPの入試、広報、教育プログラム運営、学生支援を担った。

グローバル化対応組織の全学的な再編を進めるため、平成29年10月、国際交流センターとグローバル企画推進室を統合し、静岡大学の国際業務を一体的に推進するための体制として国際連携推進機構を設置した。機構は、「国際連携に関わる戦略を全学的な観点から検討し、本学の理念及び基本方針に沿った総合的かつ効果的な国際連携の一層の推進を図る」という目的を達成するために、機構長及び副機構長のもと、教員組織である学術交流部門、学生支援部門、グローバル教育部門とそれを支援する事務組織である国際交流課から構成されている。学術交流部門は学術連携プロジェクト、教職員・研究者支援、広報を、学生支援部門は入試、企業連携、留学生支援を、グローバル教育部門は日本語教育とグローバルプログラムを主に担当する。

図2-1-①：国際に係る組織改革（H25～H30年度）



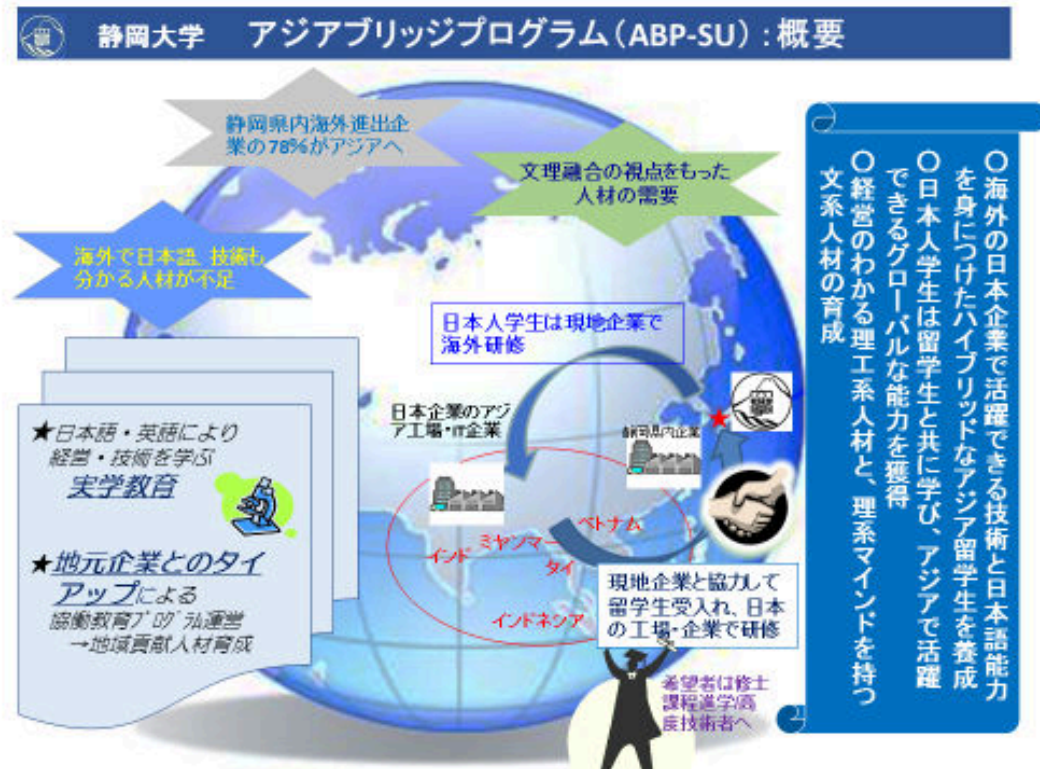
学術交流部門には教授1名、准教授1名、助教1名が所属し、うち教授1名、助教1名は静岡キャンパスに、准教授1名は浜松キャンパスに配置している。同部門には、加えて3名の特任准教授（任期あり）を配置している。

学生支援部門には准教授2名が所属し、両キャンパスに各1名を配置している。同部門には、加えて特任教授（任期あり）1名、特任准教授（任期あり）1名を配置している。グローバル教育部門には教授2名が所属し、両名とも静岡キャンパスに配置している。同部門には、加えて特任准教授（任期あり）3名、特任助教（任期あり）1名を配置している。

平成29年度の留学生就職促進プログラムの採択を受けて、同年度より事業に携わる特任教員（任期あり）3名（浜松：フルタイム1名、静岡：パートタイム2名）と特任職員（任期あり）1名を配置した。

また、機構の事務を行う国際交流課には課長、副課長、専門員、係長各1名、主任2名、特任職員3名、非常勤職員5名、派遣職員1名の計15名を配置している。

図 2-1-②：アジアブリッジプログラム（ABP）イメージ図



【分析結果とその根拠理由】

平成25年度国立大学改革強化推進補助金の申請において、国際交流センターが大学の国際化事業案の策定に関わることで、国際化の推進を改革活動の中心に据えることができた。その結果として、静岡大学における国際化推進に携わる教職員を大幅に増員した。平成29年10月にグローバル対応組織の全学的な再編を目的に機構を設置したことに加え、補助金であった事業経費は平成28年度には、国立大学改革強化推進補助金事業の経費が当初の補助金から運営費交付金に、平成30年度からは基幹経費化されたことで、機構の安定的な運営が担保された。また、平成29年度には留学生就職促進プログラムの採択を受けるなど機構の組織、事業内容は着実に拡大・強化されている。

新しい国際教育プログラムであるABPは留学生と日本人学生の両者を対象とした部局横断型の教育プログラムであり、全学の国際化推進に寄与する大がかりな取り組みである。こうした国際化に係る人員の補強、組織体制の整備、全学に関わる教育プログラムの運営は、静岡大学において総合的な国際連携の推進を図る上で重要な役割を果たしている。

加えて平成29年度には留学生就職促進プログラムの採択を受けて、教員3名と職員1名を増員している。

こうした国際化事業を運営するための競争的資金の獲得を通して、平成24年度の国際交流センター時の体制と比較すると、専任教員6名に対して、専任教員1名、特任教員9名の増員があり、国際交流課職員は8名体制から、15名へと7名の増員があった。

以上のように、機構は、全学的な国際推進策を打ち出し、競争的資金の獲得に積極的に取り組んだ結果、国際化推進組織の拡大、教員・職員の増員を果たした。各キャンパスと部門に、役割に応じた教職員を配置しており、機構の組織構成は、機構の目的である「国際連携に関わる戦略を全学的な観点から検討」と、「総合的かつ効果的な国際連携の一層の推進」を図るために適切なものである。

表 2-1-① 機構教職員数

平成 24 年度 (2012) 国際交流センター	平成 30 年度 (2018) 国際連携推進機構
【静岡】 4 (学生交流部門 3、学術交流部門 1)	【静岡】 9 (グローバル教育部門 4、学生支援部門 3、学術交流部門 2)
【浜松】 2 (学生交流部門 1、学術交流部門 1)	【浜松】 7 (グローバル教育部門 2、学生支援部門 3、学術交流部門 2)
計 6	計 16

職員

平成 25 年度 (2013)	平成 30 年度 (2018)
【静岡】 8	【静岡】 13
【浜松】 0	【浜松】 2
計 8	計 15

観点2-2-① 活動に関する施策等を審議する委員会等が、活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。また、その他の活動に係る事項を検討する委員会等が適切に構成され、必要な活動を行っているか。

【観点に係る状況】

機構の管理・運営及び業務に関する事項を審議するため、国際連携推進機構会議（以下「機構会議」という。）を置いている。機構会議の下に静岡大学国際交流委員会（以下「国際交流委員会」という。）及び静岡大学全学アジアブリッジプログラム委員会（以下「全学ABP委員会」という。）を置いている。

機構会議は機構長が議長を務め、必要の都度開催している。委員は、機構長、副機構長、部門長、副学部長各1名、学部以外の各部局から選出される教員、機構を主担当とする教員及び特任教員若干名からなる。審議事項は主に、機構の運営方針、グローバル人材の育成のための施策、業務計画、業務実績、教員人事、予算についてである。

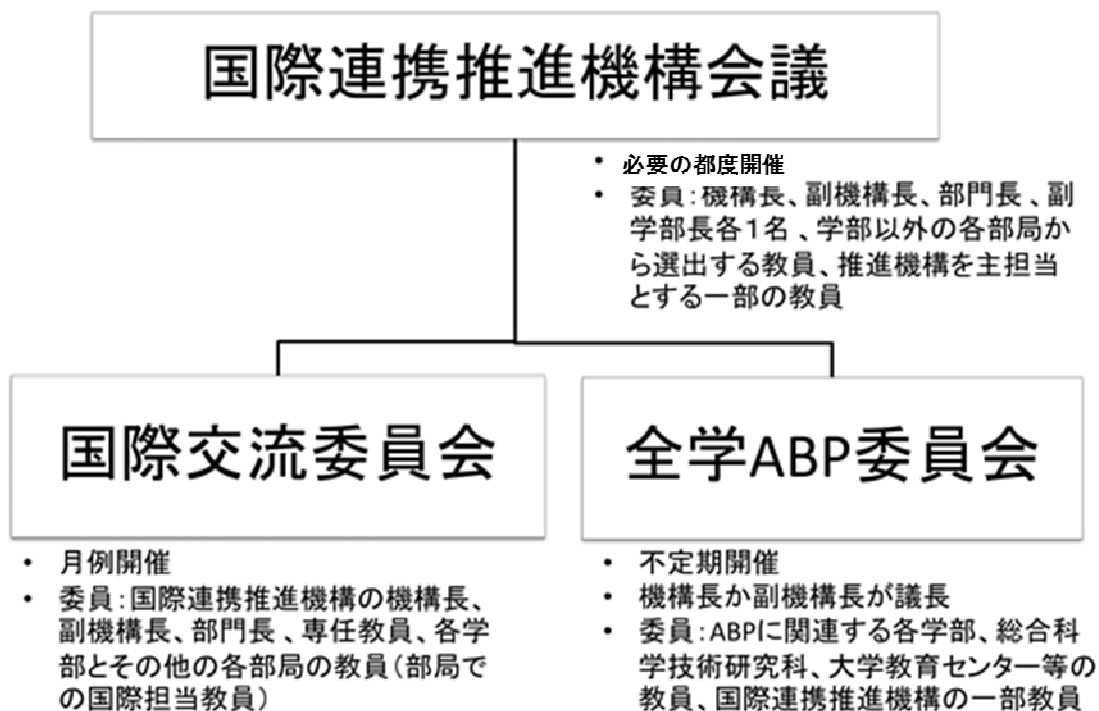
機構会議の下に置く国際交流委員会は機構長が議長を務め、毎月1回開催している。委員は、国際連携推進機構、各学部とその他の各部局の教員（部局での国際担当教員）が務める。主な審議事項は、海外の大学等との交流協定、基金事業、留学生寮の運営、留学派遣・受入と日本語教育に関することである。

機構会議の下に置く全学 ABP 委員会は、機構長が指名する者が議長を務めることになっており、これまでは機構長もしくは副機構長が議長となっている。委員は、機構教員のほか、ABP に関連する各学部、総合科学技術研究科、大学教育センター等の教員で構成されている。主に ABP の入学選抜、留学生受入、初学期教育、副専攻教育に関する重要事項を検討、審議するために開催される。全学 ABP 委員会には全学部から委員を任命し、不定期に開催する。開催実績は、平成 27 年度：6 回、平成 28 年度：6 回、

平成 29 年度 5 回、平成 30 年度：8 回である。

また、機構全体の実務について部門を越えて情報共有、検討をする場として、機構教員会議を毎月1回程度開催している。機構教員会議には、機構に所属し機構の活動を主担当とする全教員が参加している。並行して、各業務・活動の担当教員が実質的な活動内容について情報共有、検討するために、各部門の教員が参加する部門会議を開催している。部門会議と教員会議を結ぶ役割を担う部門長会議が機構長、副機構長、部門長、国際交流課長で構成され、毎月1回程度開催している。

図2-2-①：国際連携推進機構が所掌する委員会の位置づけ



【分析結果とその根拠理由】

機構会議は各学部の副学部長、研究所・大学院の教員が委員となっており、静岡大学の国際推進に関する重要な案件を全学的な視点で審議し、機構の効率的・効果的な運営のために助言ができる体制となっている。

機構会議の下に置かれている国際交流委員会は、国際交流センター時より継承されている委員会で、国際連携推進機構の全専任教員が委員となり、留学生の受入・派遣と協定に関する諸事項を全学の部局から選出された委員と討議をすることができる体制となっている。

機構会議の下に置かれている全学ABP委員会は、ABPIに関連する全学部、大学院から委員を集め、全学部横断型の教育プログラムであるABPについて、プログラムとしての意思決定を行う機能を果たしている。

このように機構会議、国際交流委員会、全学ABP委員会には、それぞれの所轄活動が全学との連携の上で展開できるように各部局から委員を集めている。

大学規則に定められた上記の委員会に加えて、機構の教員が参加する部門会議、機構教員会議において具体的な業務に関する検討・報告が行われている。必要に応じて、部門を横断する業務・活動・プロジェクトに関する会議も開催されており、これらの会議は機構の実質的な活動を方向付ける役割を担っている。

以上から、機構は、その活動に係る事項を検討する委員会・会議が適切に構成され、必要な活動を行っていると分析する。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- ・ 機構は全学的な国際推進策を打ち出し、競争的資金の獲得に積極的に取り組んだ結果、国際化推進組織の拡大、教員・職員の増員を果たした。平成24年度の国際交流センター時の体制と比較すると、専任教員6名に対して、専任教員1名、特任教員9名の増員があり、国際交流課職員は8名体制から、15名へと7名の増員があった。
- ・ 平成25年度に採択された国立大学改革強化推進補助金事業の経費が、平成28年度には当初の補助金から運営費交付金に移行し、平成30年度からは基幹経費化され、機構の安定的な運営が担保された。
- ・ 平成29年度の留学生就職促進プログラムの採択を受けて、特任教員3名と特任職員1名を増員した。
- ・ 平成29年10月の機構設立以前は、国際交流センターが所掌する管理委員会及び運営委員会とグローバル企画推進室が所掌する全学ABP委員会等にて各活動の審議又は連絡・調整をしていた。国際交流センター管理委員会は各学部の副学部長および研究所・大学院の教員が委員となり、大学のグローバル化に関する案件を審議し、国際交流センター運営委員会では各部局で留学生の受入・派遣と国際連携を担当する教員が委員となり、国際交流センターの組織に関することや、大学のグローバル化に関するより重要な案件を審議し、全学ABP委員会等も各部局でABPを担当する教員が主に委員となっていた。これに対して、機構設立後は国際交流センター管理委員会が国際連携推進機構会議に移行し、国際交流センター運営委員会が国際交流委員会に移行すると共に、大学のグローバル化に関する案件を全学的な視点で審議する体制となるよう改善した。

【改善を要する点】

平成29年10月の機構設立後、学術交流部門、学生支援部門、グローバル教育部門の3部門体制を基本として運営してきたが、1年半が経過した現在、いずれの部門にも分類できない業務・プロジェクトに対応する体制が不十分であることが明らかになってきた。各教員の役割分担と部門を越えた有機的な連携を可能にするべく、部門構成等の体制を見直す必要がある。

国際交流委員会に審議すべき奨学金受入れや協定等の案件が増え、主に単なる承認の場となっている。大学のグローバル化に関する重要案件を全学的な視点で討議する場としての委員会のあり方を見直す必要がある。

(3) 基準2の自己評価の概要

機構の前身である国際交流センターは、その国際化推進活動の中心に平成25年度に開始した国立大学改革強化推進補助金事業を据えて、全学の国際化を推進した。その結果、静岡大学における国際連携に関わる戦略を全学的な観点から検討し、本学の理念及び基本方針に沿った総合的かつ効果的な国際連携の一層の推進を図るために、平成29年10月に国際連携推進機構を設立した。

機構は、全学のグローバル化に責任を持つ組織として、ABPをはじめとする各種事業の推進、各部局における国際共同教育プログラム、国際共同研究プロジェクトの支援、社会連携の推進などを担っている。また、平成29年度の留学生就職促進プログラムの採択を受けて、留学生の就職支援体制を整備し、そのための特任教職員を増員した。機構はこうした国際化事業を運営するための競争的資金の積極的な獲得と、新しい事業の展開を通して、静岡大学の国際化推進体制を強化している。

基準3 教員及び支援者等

(1) 観点ごとの分析

観点3-1-① 教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされているか。

【観点到る状況】

静岡大学国際連携推進機構規則において機構の組織構成と各部門の組織における業務を明記している。機構は、機構長の下に副機構長、その下に各部門の部門長を置いている。機構長は機構の業務を総括し、機構の全体において活動が効果的な方法に基づき、適切な期限内に実施させることに責任を持っている。副機構長は機構長の業務を補佐し、必要に応じてその職務を代行する。部門長は同規則に規定された各部門の業務を処理する。

国際交流課においては課長が統括し機構業務の支援を行っている。機構長、副機構長と課長は常に情報を共有し、機構の運営を行っている。

機構の管理・運営及び業務に関する事項の審議のために、主に全学の副学部長と各部局の教員からなる機構会議を置き、同会議の議長を機構長が務めている。機構長は機構の活動の指揮・統括に責任を持つものとして、機構会議を通して総合的かつ効果的な国際連携の推進を図るために、全学の部局との連携に努めている。

機構の全教員は三つの部門のいずれかに属し、部門の業務・活動に従事するほか、他部門の業務・活動についても連携、対応を柔軟に行っている。部門員は部門の主業務に関することについては部門長に相談、指示を仰ぐとともに、必要な事項については部門会議で対応方法について検討を行う。部門を横断する事項や特別なプログラムについては、正・副機構長がその調整役を担っている。

教員の兼務状況については、機構の専任教員7名は大学院の「融合・グローバル領域」に所属し、学内の教育研究組織のうち機構を主担当としてその基幹業務を担っている。同教員のうち1名が人文社会科学部、1名が農学部を副担当としている。その他の専任教員5名は、主担当のみで兼務先を有しない。また、大学教育センター他を主担当とする大学院の教員のうち8名が機構の副担当となっている。

【分析結果とその根拠理由】

教員組織における業務については、機構規則において明示し、実際の業務において各長が各部門、及びプログラムの業務を管理・処理をしている。機構内において、機構長、副機構長、部門長、国際交流課長による部門長会議が開催され、機構全体の運営に関する検討が行われている。これにより、大学の中期目標中期計画に基づく諸活動の進捗状況の把握を可能にしている。

教員組織の活動においては、機構教員組織を三部門に分け、恒常的な業務や機能は各部門で取り扱うとともに、部門横断的なプログラム・事業については、部門の枠を越えて専門性と経験をもつ教員が連携してあたる体制を整えている。

機構長は副学長(国際戦略担当)として経営協議会、役員会(陪席)、役員懇談会(陪席)、企画戦略会議、教育研究評議会等の委員を務め、また、副機構長は学長補佐として大学の運営に関わるなど、大学の意思決定に基づく機構運営が行われる体制が整っている。

従来の国際交流センターの業務に加え、ABP・就職促進プログラム等の新たな業務が加わり、当初は国際交流センターとグローバル企画推進室とがそれぞれの業務に特化した別の組織として活動してきたが、平成29年10月の機構開設により全学の国際関連業務を一体的に担えるようになったのは大きな改善点である。ただし、統合による業務分担の混乱が一部見られたため、この点は平成31年度に向けて部門体制を見直して業務分担のさらなる明確化と各業務に柔軟に対応するための体制改善を図る予定である。

観点3-1-② 活動を展開するために必要な教員が確保されているか。

【観点到係る状況】

平成24年度当時、教員は専任教員6名のみであり、静岡キャンパスに4名、浜松キャンパスに2名が配置されていた。平成31年3月現在、機構に所属する専任教員、特任教員は合計16名であり、静岡キャンパス8名(専任5、特任3)、浜松キャンパス8名(専任2、特任6)となっている。

教員配置の詳細は以下の通りである。学术交流部門には教授1名、准教授1名、助教1名、特任准教授3名が、学生支援部門には准教授2名、特任教授1名、特任准教授1名が、グローバル教育部門には教授2名、特任准教授3名、特任助教1名を配置している。

【分析結果とその根拠理由】

キャンパス間の教職員配置については、日本語教育を主の業務とする教員の数が、静岡キャンパスに4名(専任3、特任1)、浜松キャンパスに2名(専任1、特任1)と、留学生の在籍数がほぼ同数であるのかかわらず静岡キャンパスに偏在している。

観点3-1-③ 組織の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられているか。

【観点到係る状況】

機構の目的である「国際連携に関わる戦略を全学的な観点から検討」ならびに「総合的かつ効果的な国際連携の一層の推進」を図るために、国際連携推進機構会議、国際交流委員会、全学ABP委員会等の全学委員会を通して、各部門と連携した国際事業運営、合意形成、全学的な観点での国際推進に関わる課題の掌握に努めている。

各部門会議、機構教員会議においては教員それぞれの仕事の割り振り、相互協力、情報交換により、機構の活動の効率化、活性化を図っており、教員組織の活動の活性化に向けた適切な措置が講じられている。また、各部門の専任教員は各自の担当事業においてアンケート調査や反省会を通じて、自主的に各自の活動の成果を点検し、改善点を明確化することで、活動を活性化している。

各部門に異なるキャンパスの教員が所属しており、部門の枠を越えた担当者編成で対応する業務もあるため、学内情報基盤上の共有フォルダーを活用して、多様な業務の資料を共有することを進めている。

また定期的に部門会議を開催し、効率的な実施・運営を図っている。

【分析結果とその根拠理由】

機構会議、国際交流委員会、全学ABP委員会等の全学委員会を通して、各部局との連携、全学的な課題の把握を行うことが機能している。また、機構教員は三部門に分かれて恒常的な業務に取り組むとともに、部門横断的なプログラム・事業については、部門の枠を超えて教員が連携している。新たな事業やプロジェクトに対して、教員の専門性と経験に配慮した役割分担を行うことで、部門を越えた有機的な連携が可能となると同時に、人員資源の最適化をはかり業務効率をあげる体制を作ることができている。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- ・ 各種会議や委員会を通じて活発に学内の部局と情報共有を行い、積極的に活動の活性化を図っている。
- ・ 機構教員は三部門に分かれて恒常的な業務に取り組むとともに、部門横断的なプログラム・事業については、部門の枠を超えて教員が連携している。

【改善を要する点】

平成29年度に国際交流センターとグローバル企画推進室が国際連携推進機構に統合したことを機に、構成員数が増えたことや、所掌事項が多様になってきたため、日常業務の確認、検討、改善について部門会議、業務ごとの打ち合わせは随時行っているにもかかわらず、担当の割り振りが難しい面が生じてきた。より効率的、効果的な役割分担となるよう見直す必要がある。

観点3-2-① 教員の採用基準や昇格基準等が明確に定められ、適切に運用がなされているか。特に、それぞれの専門的役割に応じた能力の評価が行われているか。

【観点にかかるとの状況】

教員の選考及び昇格は、静岡大学国際連携推進機構専任教員等の選考に関する細則及び静岡大学国際連携推進機構教員選考に関する申合せに従って行われている。また、静岡大学国際連携推進機構規則第8条第2項の規定に基づき、静岡大学教員資格審査基準によるもの以外に必要な事項を定めている。申合せには、機構の業務の特性から応募基準を検討し、国際交流事業の企画・運営の経験、外国人に対する日本語教育及び相談・支援業務の経験（留学生の日本語教育に従事する教員の場合）、留学・海外居住又は異文化交流活動の経験等を有する者を求めることを明記している。採用人事に関しては、公募によることを原則とすることを申合せに明記し、機構の活動とその発展に貢献し得る人材を広く募ることとしている。

募集に当たっては、要項に採用される機構教員が担当する業務内容を明確に示し、静岡大学ホームページ、科学技術振興機構（JST）の求人登録サイト（JREC-IN）等にて公開をしている。応募者の審査にあたっては、機構長が選考委員長となり、副機構長、機構会議のうちから選出された者若干名からなる選考委員会が、個人調書、研究業績書、教育等業績書、教育・研究・企画運営に関する抱負からなる応

募書類を基に一次審査を行う。一次審査に合格をした応募者に対し、面接による二次試験を実施し、機構活動への適性を測り選考結果を決める。選考委員会は、候補者の選考の結果と審議書類を添えて、機構会議に諮る。

教員の採用および昇格に関しては、上記の通り、採用基準に則った選考およびそれぞれの専門的役割に応じた能力の評価が行われている。

【分析結果とその根拠理由】

採用人事に関しては、静岡大学教員資格審査基準に加えて国際連携推進機構専任教員等の選考に関する細則を定めることで、機構の活動の目的と特性に合わせた応募基準を明確にしている。また公募を通して機構の発展に貢献する人材を広く募っている。以上より適切に運用されていると分析している。

観点3-2-② 教員の活動に関する評価が継続的に行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。

【観点にかかる状況】

機構の全教員は、活動状況報告書を各年度の前期、後期、通年について取りまとめて報告している。同報告書は全学の教員に課せられたものであり、教育、研究、社会・国際連携、管理運営について当該期間の状況を報告するものであり、エフォートならびに中期計画番号との関連を併記している。活動状況報告書を基本情報として機構長は教員の評価を行い、勤勉手当に係る推薦、および昇給に係る推薦を担当役員に提出する。また、勤勉手当、昇格が確定した教員には機構長がその旨を報告する。

【分析結果とその根拠理由】

教員の活動に関する評価は全学で合意された制度に則って遂行されるものであり、適正に行われていると判断している。なお、教員の活動に関する評価は研究と教育を中心に行われる傾向があるが、機構教員の場合は、全学のグローバル化を担う業務を評価する必要があり、この点も適正に行われていると判断している。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

平成25年度国立大学改革強化推進補助金事業「全学的な教育改革・組織改革によるグローバル人材育成機能の強化－ターゲット・アジア人材育成拠点の構築－」の申請において、旧国際交流センターが大学の国際化事業案の策定に関わることで、国際化の推進を改革活動の中心に据えることができた。その過程で、時限的に設置したグローバル改革推進機構とその後継であるグローバル企画推進室を経て、機構の設置に至るまで、人員資源の配置を適正に行うことで大きく変化する組織を支えることができた。結果として、機構の教職員数を大幅に増員した。また、ABPは留学生と日本人学生の両者を対象とした部局横断型の教育プログラムであり、同プログラムの企画、立案、実施を通して、各部局に多くの国際連携推進の支援者を作ることにつながった。

【改善を要する点】

平成24年度当時、教員は静岡キャンパスに4名、浜松キャンパスに2名が配置されていた。現在では、機構に所属する専任・特任教員は合計16名であり、静岡キャンパス8名（専任5、特任3）、浜松キャンパス8名（専任2、特任6）というように、両キャンパスの実状を考慮して配置されている。しかしながら、日本語教育を主の業務とする教員については、静岡キャンパスに4名（専任3、特任1）、浜松キャンパスに2名（専任1、特任1）と、留学生の在籍数がほぼ同数であるにもかかわらず静岡キャンパスに偏在している。職員についても、15名中13名が静岡キャンパスに所属し、浜松キャンパスには特任職員2名のみとなっており、キャンパス間の偏在が著しい。

また、機構が立ち上がって一年半が経過したところであり、ABPをはじめとする各種事業の推進、国際共同教育プログラム、国際共同研究プロジェクトの支援、社会連携など全学のグローバル化を担う組織として、部門の在り方、教員の配置、事務組織の在り方など実態に応じて見直す必要がある。

（3） 基準3の自己評価の概要

機構長、副機構長、各部門長を置き、機構の活動が効果的に実施される責任体制を有している。平成24年度当時教員は専任教員6名であったが、補助金事業の基幹経費化に伴い、機構に所属する専任・特任教員は合計16名となり、必要な教員が確保されるに至った。機構会議、国際交流委員会、ABP委員会等の全学委員会を通して、各部局と連携した活動を行うと同時に、機構教員は三部門に分かれて恒常的な業務に取り組むとともに、部門横断的なプログラム・事業を連携して行う体制を整えるなど、活動を活性化するための措置が講じられている。

教員選考及び昇格は機構専任教員等の選考に関する細則、申し合せに従って運用されており、国際交流、外国人に対する日本語教育等の専門的役割に応じた能力の評価が行われている。また、前期、後期、通年について毎年度提出される活動実績報告をもとに、教員の評価が継続的に行われ、勤勉手当、昇格等の処遇に反映されるなど、適切な取り組みが行われている。

留学生の在籍数がほぼ同数であるにもかかわらず日本語教育にあたる教員の浜松キャンパスへの配置数が少ないこと、職員については15名中13名が静岡キャンパスに所属し、浜松キャンパスには特任職員2名のみとなっており、キャンパス間の偏在が著しいことは改善を要する。

基準 4 活動の状況と成果

(1) 観点ごとの分析

観点 4-1-① 活動の実施状況から判断して、活動が活発に行われているか。

【観点到係る状況】

機構は、機構規則に基づき同規則第 3 条に規定された業務を中心に、平成 25 年度国立大学改革強化推進補助金事業として導入し平成 30 年度に機関経費化された ABP と、期間が平成 29 年度から 5 年間の文部科学省の委託事業である留学生就職促進プログラム（静岡大学の名称「ふじのくに留学生就職促進プログラム(SCDP)」）を運営している。これら事業の関連活動も含めて、以下、機構規則にあげる各部門の業務別に状況をまとめる。

I. 学術交流部門

ア 国際連携に係る基本計画の策定に関すること。

機構は、当該評価期間の第 2 期および第 3 期中期目標に基づく中期計画の国際化に関わる事項を策定の上、それらを計画・目標に組み込み、それに関わる事業を実施・運営している。平成 24 年度後期に国際交流センター長（平成 22 年度～24 年度は「国際戦略担当副学長」設置なく、学長補佐）のもとで「静岡大学改革プラン」として作成に着手した「国際交流/国際戦略」の草案を、平成 25 年度に副学長（国際戦略担当）が国際交流センター長としての任を担当して以降、同年 6 月の TMM に始まる国際交流センター提案「静岡大学：国際交流/国際戦略」および工程表の作成に、学術交流部門が大きく関わっている。本学にとって当該自己評価期間の国際化の柱となる「平成 25 年度大学改革強化推進補助金」の申請・採択（本学申請「ターゲット・アジア人材育成拠点の構築—産官学連携と部局横断型の人材育成拠点「ターゲット・アジア人材育成コース」の構築を通じたグローバル化の推進—平成 25 年度～平成 30 年度」）は、この提案を下地にしたものである。同様に、第 2 期および第 3 期の中期計画の「グローバル部会」該当箇所の計画作成および各年度の運営・進捗状況のとりまとめ、平成 26 年度の学長リーダーシップ特別措置の企画・立案、平成 28 年度 7 月の「教育のグローバル化 WG」における高等教育の国際化に関する報告作成、また「大学機能強化の取組構想」の「戦略 2 地域と連携したグローバル戦略（産業界等と連携したグローバル人材育成システムの開発と人材育成）」の調書等作成、平成 29 年度には「機能強化促進分からの基幹経費化要望調書」の作成などが挙げられる。

機構長は、国際戦略担当副学長として、教育研究評議会、企画戦略会議等で、全学の国際連携に係る基本計画を策定する上で必要な情報の収集と全学の国際連携に係る方向性の確認を行い、学術交流部門と情報共有をしている。

学術交流部門は、全学の国際化推進の方針と戦略案の策定と、全学の国際化状況の把握とその関係機関を含む一般社会への報告・発信に努めている。

イ 国際的な学術交流のための企画・運営及び調査・研究に関すること。

国際的な学術交流の推進のため、平成20年度以降に設置・増設した海外事務所を拠点として、学術交流に向けた現地調査が、国際連携推進機構（旧センター）学術交流部門・国際交流課職員・部局教員の連携により行われている。

・海外の大学・研究機関との研究交流の促進を目的とした学術交流協定の締結・更新に関わる業務：相手校との連絡・交渉、協定書作成、協定の審議資料の準備、協定審議申請、署名の手続き等、協定締結と更新に関わる業務を行っている。平成24年度に18カ国、36機関であった大学間協定、18カ国、28機関であった部局間協定は、平成30年度には、それぞれ25カ国・地域、53機関、21カ国・地域、45機関へと増加している。

・協定校との交流関係の維持と交流促進活動（交流プロジェクト運営等）：

協定校等からの来訪の対応、協定校等への訪問、及び教職員による支援を行っている。理系博士課程を開講する創造科学技術大学院と連携し、平成14年（2002年）から今日まで続く中東欧協定校との研究交流会議「インターアカデミア」の運営支援を行っている。加えて、平成25年度より機構が、東南アジア・南アジアの協定校との研究・教育交流会議「インターアカデミア・アジア」を立ち上げ、毎年開催している。こうした学術交流会議の企画・運営を通じて、新たな国際教育・研究のプロジェクトのネットワークを拡大している。

ウ 大学の国際情報発信及び国際的な研究プロジェクトの推進に関すること。

学術交流部門は、本学の国際交流の窓口として大学の国際情報発信および国際的なプロジェクトの推進を念頭に、日常的には海外の有力大学からの学長・研究者などの来訪への対応し、また協定校の拡大や研究・教育交流の推進に向けて学内外で提案・調整を行っている。

主な活動は以下のとおりである。

- ・ 海外向け大学紹介動画の作成（URL：<https://youtu.be/U0EcvE3rrzM>）
- ・ 機構、ABP、SCDPのホームページを通じた活動状況の報告と入学希望留学生への情報発信
- ・ 海外のJASSO主催日本留学フェア等の広報イベントへの参加（例：ABP 学士対象国：タイ・インドネシア・ベトナム・インド・ミャンマー、静岡県重点交流国：モンゴル等）
- ・ イギリス・タイムズハイヤーエデュケーション社とベネッセコーポレーションが運営する世界大学ランキング、アジア大学ランキング、日本大学ランキングへのエントリー
- ・ 学位授与機構：大学ポートレート：国際発信版「Japanese College and University Portraits」への参画
- ・ 海外事務所の増設・運営：タイ（平成21年）、インドネシア（平成22年）に続いてベトナム（平成27年）。またタイ事務所に平成27年より現地相談員（非常勤）を配置、留学生リクルーティング広報などを担当、インドネシアは農学部短期研修の拠点（平成22年度～現在）とするなどして活用。
- ・ 部局との国際研究プロジェクトの競争的資金の情報共有、申請支援

エ 海外からの研究者受入れ及び教職員の海外派遣に係る支援に関すること。

主な活動は、以下のとおり。

- ・ 海外からの研究者・教職員受入プログラムのための協定締結

- ・ 海外からの研究者・教職員受入時の研修運営、及びその支援
- ・ エラスムスプラス等の国際的な交流プログラムへの参画
- ・ 寮・宿泊先の提供

平成23年度より、留学生のみならず外国人研究者についても、国際連携推進機構（旧国際交流センター）での生活ガイダンスへの参加を促す等、便宜を図っている。また、職員の海外派遣研修（職員課所掌）について、訪問先候補となる協定校の提案・訪問先との調整や、現地訪問の経験を踏まえた派遣前ガイダンスを行うなどして、支援を行っている。その結果、平成25年度から平成30年度まで毎年、本部事務局および部局の職員3名（延べ21名）を、協定校を中心とする海外大学・機関に1週間程度の旅程で派遣している。これは、各国における大学の教育・研究の支援体制、事務組織等について研修することで、本学の国際化の諸課題に対する認識をも深めているものと期待できる。

オ 国際的な文化交流及び産官学連携並びに地域の国際化推進に関すること。

本学の国際的な文化交流の事業においては、協定関係の有無に関わらず、その運営支援に学術交流部門が国際交流課と連携して当たってきた。

- ・ 平成25-26年度の静岡県海外技術研修員受入れ
- ・ 平成28年度（独）国際協力機構（JICA）バングラデシュ国「地方都市行政能力強化プロジェクト」：本邦研修の開講式・講義・閉講式、等。
- ・ タイ、インドネシア、ベトナムにおける静岡県地域外交課・大学課との連携活動：
JASSOの留学フェアに静岡大学、静岡県大学ネットワーク、それぞれがブースを出展し、フェアの前後に現地にて合同広報活動、静岡大学海外同窓会や静岡大学協定校とのネットワークづくりの支援を行っている。また、同窓会等の際には、シンガポールにある静岡県東南アジア駐在員事務所にも連絡・招待をし、ネットワークの共有を図っている。

カ その他国際連携に係る学術交流に関すること。

海外卒業生ネットワークの形成に関して、平成24（2012）年度のインドネシア元留学生同窓会の立ち上げに続き、平成25（2013）年度にタイ、平成28（2016）年度にベトナム、平成30（2018）年度にマレーシアにおいて、元留学生を中心とする海外同窓会を立ち上げ会合を重ねている。

また、学術交流部門は交流協定締結の手続きを担当し、協定校の国際交流担当者との窓口となっていることから、国際交流センター開設の平成18年度以来、学生交流部門の所掌である「学生の海外派遣先の開拓」、「学生の海外派遣に関する総合的支援」等にも学術交流部門教員が関わっており、海外派遣や受入の諸制度の改善・多様化を積極的に提案し進めてきた。EUの中心的な教育助成プログラムである「エラスムス・プラスプログラム」交流事業の立ち上げ調整・実施支援（平成27（2015）年から）、春季短期留学（イギリス、フランス〔夏季短期もあり〕）の開始などがこれにあたる。

海外同窓会：

平成31（2019）年2月にマレーシア部会を立ち上げ、当該評価期間中に3支部が増え、計4支部（インドネシア、タイ、ベトナム、マレーシア）となった。

インターアカデミアアジア(IAA)・海外同窓会

インターアカデミアアジア Inter-Academia Asia



アジアの協定校との教育の国際化を目的とした会議
大学の連絡会議と修士生の研究発表会



H25 設立準備会	6か国9大学12の機関。
H26 第1回会議	約20校が参加。
H27 第2回会議	8ヶ国15機関、約110名
H28 第3回会議	インドSRM大学で開催 9か国11大学、約100名。
H29 第4回会議	5ヶ国 8機関、約70名
H30 第5回会議	5ヶ国 8機関、約70名

海外同窓会

海外ネットワーク強化：同窓生と県内企業関係者の交流促進
アジアブリッジプログラムの広報・協定校との交流



H24	インドネシア支部立ち上げ
H25	タイ支部立ち上げ
H28	ベトナム支部立ち上げ
H30	マレーシア支部立ち上げ

II. 学生支援部門

ア. 外国人留学生支援に係る基本計画の策定に関すること

静岡大学では第2期中期目標において、「国際感覚を養成する教育と、世界をリードする重点研究を推進し、知の拠点形成を目指す。」、第3期中期目標において「海外交流協定校等を中心とした国際ネットワークを構築するとともに、国際化のための環境整備を行い、教育研究の交流を一層促進し、多文化が共生するグローバルキャンパスを実現する。」と謳っている。

中期計画としては第2期には留学生受入れを通して、国際交流の機会を増加・充実させることやグローバル人材教育システムを構築し、アジアを中心とする国際人材の育成に取り組むこと、大学院教育の国際化を推進するために、英語による講義等の取り組みを強化すること、第3期にはキャンパス及び地域のグローバル化を推進するため、学生の居住環境の整備や学内外における異文化交流事業等を実施することや、外国人留学生に対する情報提供、新たな奨学制度の導入外国人留学生を600名に増加させることなどを挙げている。これらの計画に基づき、具体的な取り組みとして、英語で開講される授業科目増や英語プログラムの導入、留学生宿舍の整備計画を打ち出した。

イ. 外国人留学生の受入れ促進及び実施に関すること

交換留学生は、平成24年度(2012)の17名から、平成28年から30年までの3年間は毎年30名前後と拡大している。また、平成27年度の地域企業と連携した人材育成プログラムであるABP開始に伴い、国内日本語学校や対象国に対して積極的な広報を行うとともに、Webによる出願やSkypeを活用しての海外入試、Webによる入学手続きの利便性向上、授業料不徴収や企業からの拠金による奨学金の支給など、留学生受入れ促進のための様々な取り組みを行っている。その結果、平成24年度後期317名だった留学生数が平成30年度に430名と1.35倍に増加した。

平成27年度からABPにおいて理系修士課程4専攻で英語プログラムがスタートしたほか、英語で行われる科目数も増加している。受入れ促進のために、ABPに関する日本語と英語のホームページを活用し、

学士課程の対象4カ国の現地語のパンフレットを作成し、海外から日本へ留学を目指す学生に情報を発信している。ホームページは、平成29年10月の組織改編を受け、平成30年度の後半にリニューアルに着手し、現在新しいホームページの開設準備を進めている。併せて、協定校訪問や海外での日本留学フェア・国内での進学説明会などに参加し、静岡大学の認知度を高める努力を行っている。

受入れ促進に不可欠な留学生の宿舎については、旧静岡国際交流会館を廃止し、平成28年3月に静岡・浜松地区においてユニット形式の新しい国際交流会館を建設した。各ユニットには個室(5室)と共用のリビング・ダイニング、キッチン、トイレ(2室)、ユニットシャワー室(2室)、洗面台(2箇所)を配している。ルームシェアタイプで共同生活を送ることで、協調性や言語感覚等が自然に養える環境を提供している。また、1階には広いスペースを確保した多目的ホールを設置し、留学生間の交流、留学生と日本人学生との交流、さらに地域との交流等、多様なイベントへの活用を可能としている。

さらに平成28年7月には静岡地区で短期宿泊施設である旧おしか荘を、家族で渡日する留学生対象の家族室(2室)、夫婦室(2室)に改修した。1階の夫婦室は身障者の利用も考慮してバリアフリー対応としている。この結果、静岡地区107室(单身室(ユニット)95室、单身室(個室)9室、夫婦室1室、家族室2室)、浜松地区192室(单身室(ユニット)95室、单身室(個室)35室、夫婦室11室、家族室6室)、日本人学生との混住寮に留学生男子用個室32室、留学生女子用個室13室)と、留学生用居室は順調に増えている。また、一部プログラム以外は私費留学生を優先するなど、居住者の選定に関する改善も行なった。現在は既存の学生寮を混住型宿舎へと転換させる方向での検討が進んでいる。これらを総合して、留学生の居住問題は、量、質の両面で改善しつつあると言える。

ウ. 外国人留学生の修学、学生生活及びキャリア支援に係る指導・相談に関すること

新入留学生にガイダンス(4月・10月)を行い、大学生活・日常生活に関する指導を行うほか、学生支援部門・グローバル教育部門の教員がそれぞれオフィスアワーを設け、修学及び生活に係る指導を行い、相談に応じている。平成18年度より、静岡・浜松両キャンパスに留学生専用の非常勤の相談カウンセラーを配置し、隔週で日本語・英語による相談業務を行い、必要に応じて各部局や学生相談室・保健センター・修学支援室と連携した支援を行う体制を整えている。平成30年7月に「チューターの手引き」を作成し、機構のHPにアップしてチューターおよび指導教員等に周知をしている。

機構の運営費から補助を出し、毎年2月に全留学生を対象にスキー研修を行なっているほか、授業の他に留学生との交流会や留学生支援ボランティア等の活動を通して日本人学生によるピアサポート・交流を行っている。

キャリア支援に関しては、国際交流センター時より日本語授業等でキャリアを意識した企業関係者との懇談等を一部行っていた。平成29年度より「ふじのくに留学生就職促進プログラム(SCDP)」が留学生就職促進プログラムに選定され、日本国内の企業等への就職を希望する静岡県内で学ぶ外国人留学生のための教育と支援を開始した。同事業を通して、産官学協働支援体制を構築して、留学生の日本の企業等への就職促進の体制を整備している。同事業の教育プログラムでは1) ビジネス日本語：実用的な日本語教育とキャリア教育を融合した実践的な日本語能力の養成、2) キャリア教育：日本の企業等に就職して生活していくために不可欠な基礎的素養の育成、3) インターンシップ教育：日本の企業等で働くイメージを明確化するためのインターン実習参加に必要な教育の3つの柱を立て、日本の企業等で働き日本国内に定着していくために求められる基礎的なスキル、素養、経験を多面的に養っている。この

ように、機構では、留学生の受入れから就職までをつなぐ総合的な留学生支援体制の構築を進めている。

エ. その他国際化推進に係る学生支援に関すること

国際交流センターの時代から、日本人学生による留学生支援ボランティアを組織し、会話パートナーや授業参加などを通して留学生の生活・日本語学習のサポートや交流会実施などの活動を継続して行っている。平成30年度には留学生も含め、静岡・浜松両キャンパス合わせて90名ほどが登録しているが、ピーク時の125名（平成25年度）と比べるとやや減少傾向にある。浜松キャンパスでは平成25年度にサークル登録をし、交流イベントの企画・参加が活発に行われてきた。静岡キャンパスでも平成30年度に、支援ボランティアのメンバーが中心となって交流サークルを立ち上げた。このように、両キャンパスともに、学生自身が主体となって交流を進める体制が整ってきている。

また、この留学生支援ボランティアの活動をきっかけとして留学に興味をもち、交換留学・ILUNO (Intensive Language Program at the University of Nebraska at Omaha:ネブラスカ大学オマハ校における授業料免除の英語研修プログラム)・VSCP (Visiting Student Certificate Program: アルバータ大学における英語研修プラス専門科目単位取得プログラム)などの大学プログラムその他で留学する学生が多く、学生が留学後に支援ボランティアに加わるケースもある。このように、留学生支援ボランティアの活動は留学生支援に留まらず、留学生と日本人学生の出会いや交流の場として、双方向的な学び・成長の機会となっている。機構でもこの活動が次のステップへと結びつくよう、国際交流イベント・留学プログラム等の情報提供等を行うなど、積極的に支援している。今後は、ABP 留学生、副専攻学生、留学経験者等も含めたより多くの学生を巻き込む形で活動を広げ、キャンパスのグローバル化、「グローバルキャンパス」を牽引していけるような学生交流拠点・コミュニティとして発展させていくことが課題である。また、国際交流会館に日本人学生をレジデント・アシスタントとして居住させるための準備も進められており、こちらも留学生のサポートだけでなく、多文化の中で共に学び合う機会としての活用が期待される。

Ⅲ. グローバル教育部門

ア. グローバル人材の育成を戦略的に推進するための施策に関すること

先に述べたとおり、静岡大学はグローバル人材の育成に関しては、第2期中期目標で「国際感覚を養成する教育と、世界をリードする重点研究を推進し、知の拠点形成を目指す。」、第3期中期目標で「グローバル化推進のための教育研究環境の整備を行い、アジアをはじめとした国際社会で活躍できる人材育成や国際的研究の展開、国際貢献に積極的に取り組む。」「社会的ニーズに応える人材養成像を明確にし、それに適合した教育課程の編成の下で、文理融合を含む学際教育及び教育の国際化を推進し、理工系人材、地域の求める人材、グローバル人材を育成する。」を掲げている。

第2期中期計画では「本学学生の海外派遣及び留学生受入れを通して、国際交流の機会を増加・充実させる。また、グローバル人材教育システムを構築し、アジアを中心とする国際人材の育成に取り組む。」としている。第3期中期計画では、「学生の国際交流の機会を拡大し教育のグローバル化に対応した教育環境づくりを促進するため、ABPの推進を通して外国語教育、英語による授業等の充実を図るとともに、日本学術会議分野別「参照基準」等を活用した国際通用性のあるカリキュラム編成とそれに基づく海外大学等との単位互換等の教育面での国際交流を実施し、柔軟な学期区分等を設定する。」「大学院教育の

国際化を推進するため、英語のみによる学位取得可能な分野を充実・拡大するとともに、海外大学等との単位互換、国際共同教育プログラムの導入・拡大等に取り組むことを通して、国際通用性のあるカリキュラムを整備する。」としている。

これらの中期目標・中期計画に基づき、多様な留学プログラムを実施して海外派遣を推進するとともに、英語プログラムや英語科目数の増加等のグローバル教育を進めてきた。加えて、平成 27 年には静岡とアジア諸国の架け橋となって活躍する文理融合の知識を持った国際的人材の育成を目標とした ABP を開講し、留学生の受入れと同時に、日本人学生を副専攻として主に英語による ABP 科目の履修、産学連携カリキュラムや日本企業の海外拠点での海外研修等を通じ、アジアや世界の文化を理解し、英語での発信力を備えた日本と海外の企業の橋渡しができる人材育成を目指したプログラムを開始した。

イ. 外国人留学生等に対する日本語・日本事情教育の企画・運営に関すること。

静岡大学で全学教育科目として開講している学部 1・2 年生のための日本語・日本事情科目および ABP 学士の初学期教育に加え、機構では、「日本語教育プログラム」、「日本語研修コース（初級）」、「日本語研修コース（中級）」、「サマースクール」「日本研修・交流プログラム」の 5 つの日本語・日本事情科目を開講している。いずれのプログラムも少人数制で、各科目では、受講生のニーズをカリキュラムに反映させ、学期末には授業評価アンケートをとり、非常勤講師・専任教員合同反省会を開催して授業内容を振り返り、授業の改善に努めている。

日本語教育プログラムは静岡大学で勉強する全ての留学生を対象として前・後期ともに 15 週間開講し、静岡キャンパスでは初心者向けから上級までの 5 レベル、浜松キャンパスでは初心者向けから中級後半までの 4 レベルで日常的コミュニケーションのほか、研究活動に必要な口頭発表やレポート執筆の技能などの指導を行なっている。

日本語 1（初級）については、ABP 開始に向け平成 27 年前期より日本企業での就職を視野に入れて、ほぼ日本語ゼロの ABP 修士学生の日本語力を上げるため、これまで週 3 コマだった授業を週 4 コマにしたほか、静岡キャンパスでは日本語学習を主たる目的とした協定校からの交換留学生の増加に伴い、平成 29 年度前期より中級レベル（日本語 3・4）のクラス増も図った。また、浜松キャンパスでも平成 30 年度前期より、懸案だった日本語 4（中級後半レベル）のクラスを週 2 コマ開講できるようになった。併せて、本科目は、平成 28 年度前期からは静岡大学の研究者・研究者及び留学生の配偶者に加え、外国人教員やその配偶者も履修を可能とした。これは外国人教員の増加を目指す大学の方針とも合致している。

単位に関しては、平成 18 年度より国際交流センターの単位を認定していたが、平成 28 年度後期より同じ科目を全学教育科目としても位置付け、日本語・日本文化研修留学生や交換留学生が、それらの科目の履修を通して、大学の正式な単位を取得できるように制度を整えた。さらに、平成 29 年度前期に、大学院生もそれらの科目を全学教育科目として履修し、成績表に記載されるようにした。これらの制度改善は、日本語学習に対する留学生の意欲を高める効果を生んでいる。

日本語研修コース（初級）は大学生活・日常生活に必要な日本語力の基礎を身につけることを目的とした国費研究留学生や教員研修留学生などのための日本語初級集中プログラムであり、静岡大学のみならず、浜松医科大学・総合研究大学院大学（三島）も含めた地域の予備教育機関として位置づけられている。静岡キャンパスで前・後期 15 週開講しており、文部科学省から受講を指定された正規生以外にも、

日本語研修コース非正規生として協定校からの交換留学生や研究生・大学院生などの留学生を広く受入れてきたが、平成 28 年度より後期に ABP 修士学生がコンスタントに受講しており、母国の協定校との交流を担う卒業生の活躍もあり、英語プログラムの在籍生も日本語力を身につけることの重要性が、以前より指導教員に理解され始めた結果とも言える。この日本語研修コース（初級）はそれまで単位の付与がなかったが、平成 28 年度後期より全学教育科目としても位置付けられ、平成 29 年度後期には正規大学院生も全学教育科目として履修可能となった。日本語・日本文化研修留学生以外の研究生についてはこれまで通り、修了証を授与している。後期の開講については従来の教員研修留学生等に加え、ABP 修士学生の受講があり、幅広い留学生の日本語能力向上に成果を挙げている。前期に、新規渡日留学生が少なく、国費留学生の受講者がいない場合には、日本語教育プログラムを補う形で日本語補講クラスを設置するなど、柔軟な対応を行っている。

日本語研修コース（中級）は、浜松キャンパスで後期のみ開講している。日韓理工系学部留学生（以下、「日韓生」という。）の予備教育として平成 14 年度より後期に中級集中コースを開講し、私費留学生も非正規生として受講を認めてきたが、学内のニーズが高いことから平成 21 年度より日韓生と修士課程進学を目指す研究生を対象とした大学・大学院進学の日本語予備教育コースとした。さらに平成 28 年度後期より全学教育科目として開講するようになった際に、静岡キャンパスの名称と合わせて日本語研修コース（中級）と改称するとともに、ABP 学士留学生の初学期教育としても認定できるように規則を整備し、日本語力の高い ABP 学士留学生にも対応できるような体制を整えた。こちら、平成 29 年度前期には正規大学院生も全学教育科目として履修可能となった。

サマースクールは静岡キャンパスにおいて、毎年 6 月～7 月の 3 週間にわたり、海外の協定校からの学生を受入れ、日本語・日本事情、校外学習などのプログラムを実施している。従来は朝鮮大学校（韓国）16 名の枠のみであったが、平成 24 年度から、他の協定校（ネブラスカ大学オマハ校・アルバータ大学）にも門戸を広げた。平成 28 年度にはさらに対象を拡大し、タイ・カセサート大学からの受入れがあった。サマースクールの参加者が交換留学生や、正規生として修士課程に入学する例もあり、今後はさらに対象校を吟味した形で戦略的に運営する必要がある。なお、平成 29 年度までは受講した留学生に国際交流センターの 2 単位を認めていたが、学則との整合性の問題や単位に関するニーズの変化もあり、平成 30 年度からは単位付与を廃止し代わりに修了書を発行することとした。

日本研修・交流プログラムは、交換留学生や日本語・日本文化研修留学生などのために平成 25 年度より開講した日本文化等の講義と交流活動をベースとした体験・参加型の通年プログラムである。座学だけでなく、地域との交流を通して日本や静岡に対する理解を深めることができるほか、成果発表のための最終報告やレポート作成が留学をトータルに振り返るいい機会ともなっている。

ウ. 学生の海外派遣推進に関すること

協定校への交換留学派遣者数は 20 名前後で推移しているが、インドネシアやタイ、マレーシアなどの東南アジアやロシア、ラトビア、ルーマニアなど、ここ数年、派遣先が多様化している。その一方で、韓国への派遣に関しては年によって変化が大きく、派遣対象者がいない年も出ている。また、北米圏のカナダ・アルバータ大学やアメリカ・ネブラスカ大学は、応募基準として協定校より TOEFL のスコアが設定されているため、基準に届く学生がおらず、派遣者を出せない年もあった。また、留学後に語学力が不十分と感じる学生も一定数いることも事実である。全学向けに TOEFL 説明会・TOEFL 勉強会参加

や TOEFL ITP 受験の機会などを提供しているほか、交換留学派遣予定者には3回の留学前ガイダンスに加え、3回のアカデミックイングリッシュの研修を行っているが、派遣生の語学力のアップが課題である。また、留学しやすい制度づくりの一環として、平成29年度には留年しないで留学した事例収集を行ったほか、平成30年度から、交換留学を修了した学生が要件を満たせば申請に基づいて全学教育科目学際科目「海外交換留学プログラムⅠ」・「海外交換留学プログラムⅡ」（各2単位）を認定できるよう、規則の整備を行った。経済的支援としては、平成25年度と27年度に、JASSO 海外留学支援制度（双方向協定型）に採択され、派遣生・受入生に奨学金を給付した。

このほか、夏季短期留学、ILUNO や VSCP に加え、平成25年度より春季にイギリスと中国で、また平成27年度より、フランスで夏季・春季にそれぞれ3-4週間の語学研修・文化体験プログラムを開講している。いずれも静岡大学の全学教育科目の単位として認定している。さらに、平成28年度より、エラスムス・プラスによりルーマニアのアレクサンドル・イワン・クザ大学への派遣を開始した。トビタテ！留学 JAPAN では、留学経験者と機構の教職員による申請支援により、全国版・地域版ともに、毎年一定数の派遣者を出してこのように、留学プログラムは少しずつ多様化してきているが、ILUNO や VSCP の派遣希望者は減少傾向にある。これまで一定数派遣者を出していた教育学部のカリキュラム改正の影響も一部あるのではないかとと思われる。

主に日本人学生が履修している ABP 副専攻ではプログラムの一環として海外研修を運営している。平成28年度にタイ（2回実施）、平成29年度にベトナム（2回実施）、平成30年度はインドネシアにて実施した。

危機管理体制の整備として、「国立大学法人静岡大学における海外渡航に係る危機管理規則」に基づき機構は平成27年度に「海外渡航の危機管理マニュアル」を作成した。平成30年度には同マニュアルを教職員向け・学生向けに分けて整備した。平成26年度から OSSMA(Overseas Students Safety Management Assistance)に加盟し、機構が主催するプログラムで渡航する場合には加入を義務付け、その他の学生や教職員の海外渡航においても加入を強く推奨している。また、以前は機構のプログラム参加者を対象として行っていた危機管理ガイダンスを、教職員も対象として開催するとともに、機構のHPに「安全な留学のために」というページを開設し、渡航の安全情報を提供し、安全な海外渡航の支援体制の整備と情報提供に努めている。派遣生の派遣中の支援としては、海外の大学・派遣先の留学生受入担当者と密に連絡を取り合っている。また長期の留学においては報告書の提出を義務付け、学生の状況を的確に把握し、必要に応じて保健センターや学生相談室とも連携してメンタル面でのサポートを行うなど、きめ細かな支援を提供している。

また、平成28年度に、国際交流センター実施のプログラム以外の研究室交流や私費留学等の海外研修数の調査を行い、大学全体としての海外研修の実態把握を模索している。IR との関係から学務情報システムを活用した情報収集に向けて調整を進めている。

図 4-1-① 大学間協定数と交換留学派遣生数の推移 (2010-2018)

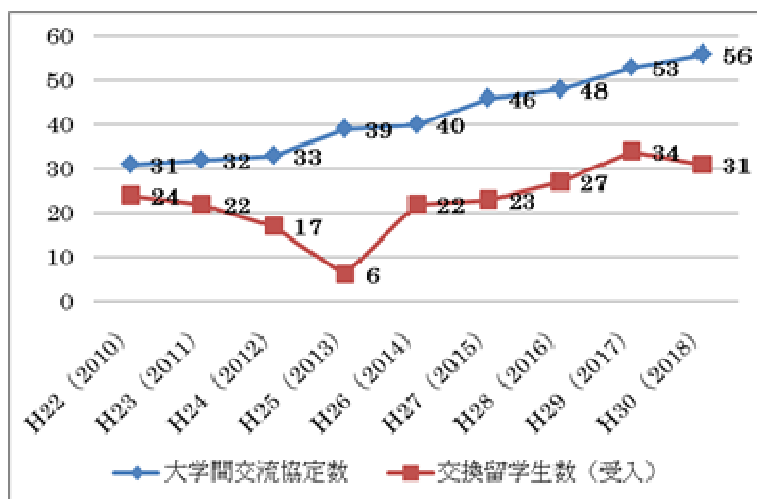


表4-1-① 静岡大学からのトビタテ!留学 JAPANを通じた海外派遣数

	27年度	28年度		29年度	30年度	
	2期	4期	5期	7期	9期	10期
理系・複合・融合系人材コース	0	0	1	0	0	1
新興国コース	1	0	1	0	0	1
世界トップレベル大学等コース	0	0	0	1	0	0
多様性人材コース	1	3	0	0	0	1
地域人材コース				1	3	
計	2	3	2	2	3	3

計 : 15名 (H27(2015)–H30(2018))

エ. 日本語・グローバル教育及び教育効果に関する調査・研究に関すること

機構専任教員はそれぞれの専門分野において、日本語・日本事情教育及び教育効果に関する論文執筆や書籍の刊行、あるいは学会全国大会や研究会、国際学会などで口頭発表を活発に行っている。平成 30 年度発行版から、『静岡大学国際交流センター紀要』を『静岡大学国際連携推進機構』に改訂し、引き続き年に一度発行している。

オ. その他グローバル人材育成のためのグローバル教育に関すること

平成 28 年 5 月に全学教育基盤機構において、教育のグローバル化ワーキングが設置され、同年の 7 月と 10 月に留学生の動向や留学しやすい制度作り、英語学士プログラムなどについて検討会を開催した。併せて平成 29 年度後期の国際交流センターとグローバル企画推進室の機構への改組に向けた体制や業務等の確認を進めた。全学的なグローバル化の方向については合意形成が進んだが、具体的な方策についてはまだ十分議論されているとは言えない。学年暦やカリキュラムなど、機構だけでは解決できない問

題も多く、さらに全部局を巻き込んで、全学的な立場からの検討が急務である。

【分析結果とその根拠理由】

上記のような多岐にわたる、大学の国際化推進の活動の実施状況から、活動は活発に行われていると判断する。平成 29 年度後期に全学的なグローバル対応組織として機構が組織され、前身の国際交流センターで行われていた活動にグローバル企画推進室の活動が加わり、活動がかなり幅広くなっている。協定校に向けた広報、留学説明会への参加などのリクルーティング活動や協定校の増加、平成 27 年度の ABP 受入れ開始等に伴い、留学生の数は着実に伸びてきた。それに伴い、英語による科目・英語プログラム数増など、グローバル人材育成のためのプログラムを提供している。また、ABP では、Web 出願や海外入試、Web による入学手続きなどの実施や授業料不徴収・奨学金の支給などの経済的支援等の体制を整えている。加えて、カウンセリングなどの相談体制や企業や地域と連携したキャリア支援、宿舍の整備や留学生支援ボランティアの活動等を通じた日本人学生との交流機会の提供およびホームページのリニューアルなど、留学生の受入れ促進体制は継続して改善されている。宿舍に関しては、混住型の寮の建築が検討されているが、それに先立ち、現在の国際交流会館でも日本人学生をレジデント・アシスタントとして居住させるための準備が進められるなど、留学生支援ボランティアの活動と併せて、多様な国際交流の機会として活用される見込みである。今後は ABP 留学生や副専攻の学生を中心として、さらに多くの学生のコミュニティとして発展させる必要がある。

日本語・日本事情科目に関しては、静岡・浜松両キャンパスにおいて、留学生の学習ニーズに合わせて多様なプログラムを開講しており、少しずつ充実してきていると言えるが、引き続き大学院生が日本語学習を継続できるような体制作りが重要であろう。

海外派遣についても、フランス短期留学やエラスムス・プラスなど、プログラムの充実を図るとともに、危機管理等の支援態勢を整えるなど留学支援体制の整備は進んでいる。しかし、派遣者数はそれほど増えておらず、留年せずに留学できるようなカリキュラム設計など、大学全体での取り組みが不可欠である。

観点 4-1-② 目的に照らして、活動の成果が上がっているか。

【観点にかかる状況】

以下、機構規則にあげる各部門の業務別に記述する。

I. 学術交流部門

ア 国際連携に係る基本計画の策定に関すること。

- ・機構長と学術交流部門が、全学の国際化状況の把握と各委員会を通じた各部局との協議に基づき、全学の国際化推進の方針と戦略案の策定をしている。また機構は、中期目標・中期計画の国際化に関わる事項を策定の上、それらを計画・目標に組み込み、それに関わる事業を実施・運営している。

イ 国際的な学術交流のための企画・運営及び調査・研究に関すること。

- ・機構は、海外の大学・研究機関との研究交流の促進を目的とした学術交流協定の締結・更新に関わる業務を所掌し、大学・機関間の国際交流推進の仕組みづくりをしている。平成 24 年度に 18 カ国、36 機関であった大学間協定、18 カ国、28 機関であった部局間協定は平成 30 年度には、それぞれ 25 カ国・地域、53 機関、21 カ国・地域、45 機関となり、増加している。
- ・東南アジア・南アジアの協定校との研究・教育交流会議「インターアカデミア・アジア」の主催、中東欧協定校との研究交流会議「インターアカデミア」の運営支援を行い国際教育・研究のプロジェクトのネットワークを拡大している。

ウ 大学の国際情報発信及び国際的な研究プロジェクトの推進に関すること。

- ・機構と各主力事業の独自の HP 運営、大学ランキング、国際版大学ポートレート等のプラットフォームの活用を通して、活発に大学の情報を国際的に発信している。
- ・国際的な研究を奨励するために、研究の競争的資金の情報共有、申請支援をしている。

エ 海外からの研究者受入れ及び教職員の海外派遣に係る支援に関すること。

- ・海外からの研究者・教職員受入プログラムのための協定締結、受入時の研修運営、エラスムスプラス等の国際的な交流プログラムへの参画を通して、国際交流を促進している。

オ 国際的な文化交流及び産官学連携並びに地域の国際化推進に関すること。

- ・海外での活動において、静岡県地域外交課・大学課との連携活動や、静岡県東南アジア駐在員事務所との連携活動を進めている。

カ その他国際連携に係る学術交流に関すること。

- ・計 4 カ国で海外同窓会を組織化している。

II. 学生支援部門

ア. 外国人留学生支援に係る基本計画の策定に関すること

第 2 期・第 3 期中期目標・中期計画に合わせ、英語による授業や英語プログラム、ABP などのグローバルプログラムが開始されるとともに、宿舍の整備や受入れ・経済的支援などの整備やふじのくに留学生就職促進プログラム (SCDP) を通じたキャリア支援がスタートするなど、受入れから就職までを見据えた留学生支援体制の整備が着実に進んでいる。

イ. 外国人留学生の受入れ促進及び実施に関すること

協定校への広報や日本語学校訪問、留学説明会やホームページでの情報提供等により、協定校からの交換留学生の増加や ABP 開始により入学者増もあり、留学生数は少しずつ増えている。また、ABP 留学生を対象とした出願・入試・手続き等のシステムの構築は海外からの留学生受入れ促進に非常に有効であると思われる。企業からの拠金による経済的支援体制や宿舍の整備も進んでいる。

ウ. 外国人留学生の修学、学生生活及びキャリア支援に係る指導・相談に関すること

ガイダンスやカウンセラー・教員による留学生相談に加え、必要に応じて各部局や学生相談室、保健センター等と連携して対応できる体制が整っている。また、就職支援課・部局や SCDP と連携したキャリア支援も本格的にスタートし、様々な側面で留学生の修学・生活やキャリア支援が行われている。

エ. その他国際化推進に係る学生支援に関すること

留学生支援ボランティアや関連サークルの活動を通じ、留学生のニーズに合ったピアサポートを提供している。同時にそれは日本人学生にとっても居ながらにして国際的な環境を体験する貴重な経験となり、双方が学び、成長していく機会となっている。

III. グローバル教育部門

ア. グローバル人材の育成を戦略的に推進するための施策に関すること

多様なプログラムによる海外派遣や英語による授業・英語プログラムの増加に加え、静岡とアジア諸国の架け橋として活躍できるグローバル人材育成プログラムである ABP がスタートした。留学生の受入れと併せ日本人学生を対象に ABP 副専攻を開始したことにより、静岡大学に居ながらにして留学生と日本人が英語で学ぶ機会を提供することが可能となった。

イ. 外国人留学生等に対する日本語・日本事情教育の企画・運営に関すること

機構開講の日本語・日本事情科目の充実・整備を図ったほか、全学教育科目としても履修が可能となり、交換留学生や日本語・日本文化留学生の大学での単位認定が容易になった。修了単位にはならないものの、大学院生も大学の正規科目として受講できるようになったことは、日本での就職等を考えた場合に非常にメリットが大きい。また、サマースクールが長期留学につながるなど、日本語プログラムに対する留学生の満足度も高い。一方、日本語学習と研究との両立、サマースクールの戦略的運営などが課題である。

ウ. 学生の海外派遣推進に関すること

海外派遣プログラムの多様化を図るほか、トビタテ！留学 JAPAN の申請支援などの手厚い留学支援を行なっている。また、安全で有意義な留学生活を送れるよう、協定校や保健センター等と連携したきめ細かなサポートを提供している。交換留学を全学教育科目として認定できるようになるなど、学生の単位取得への負担軽減にもつなげている。ただし、留年しないための方策など、留学しやすい制度設計はまだ十分に進んでいるとは言えない。

エ. 日本語・グローバル教育及び教育効果に関する調査・研究に関すること

国際交流センター・機構の業務は多岐にわたり、特に学生対応が中心となっている点で、調査・研究する時間を見つけることが難しい状況にある。しかし、このような状況においても、各教員が専門分野において、日本語・日本事情教育及び教育効果に関する書籍の刊行、論文を執筆し、紀要や学術雑誌に投稿、あるいは学会全国大会や研究会、国際学会などで口頭発表を活発に行っている点で、一定の成果

は上がっていると言える。

オ. その他グローバル人材育成のためのグローバル教育に関すること

グローバル教育のためのワーキングにおいて、大学の国際化の方針や機構の体制が合意されとことを受け、平成 29 年度後期より学内のグローバル戦略に沿った国際連携を推進するための組織として活動を行っている。ABP の推進や英語プログラム・留学プログラムの充実・単位化等、一定の成果を上げていると言えるが、海外派遣増のための留学しやすい制度設計など、全学的な取り組みが必要である。

【分析結果とその根拠理由】

現在配置されている人員から考えると、多くの項目において、おおむね成果が上がっていると言える。特に、宿舍の整備や ABP を中心とした留学生の受入れ促進体制、キャリア支援体制の構築が進んでおり、その効果が他の教育課程のコース、プログラムにおける留学生受け入れ促進にも波及することが期待できる。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- ・ 国際情報発信の強化による、海外ネットワークの拡大（協定校・海外同窓会の増加）
- ・ ABP を中心とした受入れ体制の整備
- ・ SCDP と連携したキャリア支援の開始
- ・ 留学生宿舍の整備（新築および改修）
- ・ 一般財団法人日本語教育振興協会による日本留学 AWARDS を 3 年連続で受賞
- ・ 英語による授業・英語プログラムの増加
- ・ ABP を中心としたグローバル人材育成プログラムの開始
- ・ 留学プログラムの多様化・単位化

【改善を要する点】

受入留学生数を増やすことにおいて、さらなる成果を挙げるためには、ABP 以外の入学者増に向けての制度の整備・広報が必要である。また、キャリア支援は緒に就いたばかりであり、地域企業と連携したインターンシップ先の拡大や日本語教育の充実などを進め、事業の継続が可能な体制を確立していく必要がある。

海外派遣プログラムや派遣の支援体制についても非常に充実してきたが、派遣者数を増やすためには、学部のカリキュラムにおける留年しない制度の設計や、さらなる英語プログラム増など、全学的により一層の取り組みが必要である。さらに、ABP 副専攻や海外留学プログラムの広報をより広く行い、国際志向を持つ高校生や本学入学者に関心を持ってもらうことも大切である。

日本語教育に関する改善点としては、研究活動と並行して日本語学習が続けられるための環境整備が挙げられる。かつ、ABP 修士課程および博士課程の学生の中には、日本語学習に意欲はあっても専門科目との時間割の重なりや研究活動により、受講できない、あるいは途中で受講を断念する学生も少なくない。研究が最優先であることは致し方ないが、意欲のある学生が日本語学習と研究を両立できるよう

な環境づくりが課題である。

日本語研修コース（初級）は地域の予備教育を担っていることもあり、受講希望者がある場合に備え、協定校に働きかけるなど、学期開始の直前まで開講の方向で調整を進めているが、前期の受講者の安定的な確保は課題である。

（3） 基準4の自己評価の概要

機構は、静岡大学で唯一の国際化推進を所掌する組織として、競争的資金の獲得を通じた活動の拡大を進め、幅広い活動を通して、海外ネットワークの拡大、留学生の受入、就職支援、日本人学生の海外派遣において成果を挙げてきている。今後、さらなる受入留学生数・派遣者数増を果たすためには、全学的な取り組みが必要である。

基準 5 施設・設備・学生支援

(1) 観点ごとの分析

観点5-1-① 目的の実現にふさわしい施設・設備が整備され、有効に活用されているか。また、施設・設備における耐震化、バリアフリー化、安全・防犯面についてそれぞれ配慮されているか。

【観点到係る状況】

平成 27 年度の ABP 開始およびグローバル企画推進室の始動に先立ち、静岡キャンパスでは平成 26 年度から 27 年度にかけて、国際交流課とこれまで日本語教室 1 を隔てていた壁を撤去し、旧日本語教室 1 のスペースにグローバル企画推進室の事務室を設置した。また、日本語教室 2・3 として使用されていた小教室は教員研究室として整備され、そのうちの 1 室をグローバル企画推進室の専任教員の研究室とした。併せて、共通教育 A 棟 4 階西側の講義室 3 室を改修し、他の全学教育科目やイベント等でも使用できる ABP 教室 1～3 (計 3 室) 及び日本語教室 1～3 (計 3 室)、ABP 共同研究室 (1 室)、特任教員研究室 (2 人でシェア 2 室)、A 棟 4 階東側に特任教員研究室 (個室 1 室)、専任教員研究室 (個室 1 室) を整備した。浜松キャンパスでも工学部 7 号館 1 階に特任教員研究室 (3 人でシェア 1 室、2 人でシェア 2 室、個室 1 室 計 4 室)、事務室 (1 室) を整備した。なお、この事務室は、平成 28 年度に浜松キャンパスの S-Port 完成に伴い S-Port 1 階へ移動したため、空いた部屋は現在、共同研究室として利用されている。

このような施設整備が進んだ結果、平成 30 年度には静岡キャンパスでは日本語教室 1～3 と ABP 教室 1～3、グローバル企画推進室事務室が国際交流課に統合されて 1 つとなった国際交流課 1 室、国際連携推進機構長室 1 室、副機構長室 1 室、5 名の専任教員と他部局に研究室を持つ 1 名を除く 4 名の特任教員に対し専任教員研究室 5 室・特任教員研究室 (3 人でシェア) 2 室、及び国際連携推進機構共同研究室・ABP 共同研究室各 1、浜松キャンパスでは、日本語教室 1～3、専任教員 2 名・特任教員 5 名に対し、専任教員研究室 2 室・特任教員研究室 4 室 (計 8 名分) と資料室 1 室、共同研究室 1 室を確保している。全ての部屋で書架等の固定による地震対策が行われている。

施錠する教室はドアに、施錠しない教室は AV 機器のキャビネット等に施錠しているほか、ドアにガラスを入れるなどの防犯対策も進んでいる。ただし、静岡の日本語教室と研究室 2 室は、講義室を改装した関係で、段差のある部屋となっている。

留学生の宿舎に関しては、旧静岡国際交流会館を廃止して、平成 28 年度より静岡・浜松地区においてユニット形式の新しい国際交流会館各 95 戸を開設、さらに平成 28 年度途中には静岡地区で短期宿泊施設である旧おしか荘を改築して個室部分が増えるなどの整備が進み、平成 30 年度現在、静岡地区 108 室、浜松地区 192 室と、留学生用居室は順調に増えている。

【分析結果とその根拠理由】

平成30年度現在静岡キャンパスでは教育用に使用できる部屋が6教室に増え、日本語の授業だけでなく全学教育科目、各種説明会やイベント等にも有効に活用され、防災・防犯対策も進んでいる。しかし、授業・イベント数も格段に増えていること、また小さい教室が多く、人数によっては使いにくいことなど、留学生教育と国際交流を推進していく上でまだ万全とは言えない状況である。また、以前は国際交流センター長室を会議やゲストの対応等に使用していたため予定の重複も多かったが、平成27年度からはABP共同研究室も活用できるようになり、状況はかなり改善された。浜松キャンパスでも、工学部からの借用ではあるが、施設として整備した。研究室については、一部は2-3名の共有ではあるが、両キャンパスともに必要な室数は確保されている。

ただし、留学生と日本人学生が交流できる交流スペースなどは依然として整備されていない。ABP学生をはじめとする留学生や副専攻学生、留学経験者や留学希望者等が自由に集い、一般の学生も引き込んでいけるようなグローバルコミュニティ形成のためにも、学生交流活動のためのスペースの確保が不可欠である。このように、留学生数が増加し、授業や様々な国際交流活動が活発化しているにもかかわらず、学生の交流活動を促進するための施設・設備面においては、まだ整備が追い付いていない状況である。

留学生宿舎については平成28年度以降、特に静岡地区において、居室数がそれまでの旧国際交流会館のときよりも居室数が三倍以上に増え、また、旧おしか荘の改築時に1階の1室が従来の会議室からバリアフリー対応（トイレ・バス・キッチン等）の居室に改修され、大幅に改善された。今後は静岡地区での学生寮の混住型宿舎への転換により、さらに居室が増えていく見込みである。

観点5-1-② 学習・生活・進路等に関する相談・助言体制等が整備されているか。留学生、障害のある学生等、特別な支援が必要と考えられる学生に対して適切な支援が行われているか。

【観点到に係る状況】

全専任教員がオフィスアワーを設け留学生や留学希望の学生等の相談を受けるほか、両キャンパスにおいて専門の留学生のためのカウンセラーが隔週で相談にあっている。留学生カウンセラーは、平成28年度より、ホームページから予約ができるようにシステムを整備し、新入留学生に1度はカウンセラーと面談するよう指導している。また、留学生カウンセラーとセンター・機構教員とが綿密に連絡を取り合い、問題がある場合には国際交流課や当該学生の担当事務・指導教員、保健センター等が連携して対応できる体制を整えている。

地域へのブリッジ人材輩出を目的とするABPの修士課程平成29年9月・30年9月に修了生を出したが、学生への就職支援が奏功し、日本ででの就職を希望した者の大半が就職することができた。

加えて、平成29年度より開始した留学生就職促進のための「ふじのくに留学生就職促進プログラム」(以下「SCDP」という。)において、様々なイベント・セミナーや日本語能力が低い留学生に向けた支援(進路ガイダンス、進路希望調査など)を実施するなど、留学生の進路指導、及び就職支援にも力を入れている。今後は部局や就職支援室との連携体制の一層の整備が課題である。(資料10参照)

派遣学生については、事前に留学前ガイダンスを行うとともに、長期留学者には定期的な報告書の提出を義務付け、問題がある場合には静岡大学の指導教員や派遣先の担当者等と連絡を取り合って素早く

対処できるようになっている。また、必要に応じて保健センターや学生相談室とも連携して対応できる体制を整えている。

障害のある留学生については、本人または協定校からの申し出に応じ、本人の意向を尊重する形で必要な対策を講じている。派遣学生については、面接等の過程で配慮が必要と判断した場合には、学生支援室等と連携しながら必要なアドバイスを行う等の支援を行っている。

【分析結果とその根拠理由】

留学生・派遣学生ともに関係部局等と連携した支援体制が構築されており、必要な支援・相談体制が整っている。

（２）優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- ・ 受入れ拡大や新たなプログラム開始に伴う授業数や教職員数の増加に対応した施設整備を行っている。
- ・ 国際交流会館等の留学生の宿舍の整備が進んでいる。
- ・ 教職員と留学生カウンセラーが関係部局等と連携し、素早く問題を認識し解決に向けて動くことができる体制が整っている。

【改善を要する点】

- ・ 留学生数・活動状況に比べて施設が手狭である。特に、留学生と日本人学生との交流やイベント等に活用できるスペースがない。
- ・ 各部局や就職支援室との連携強化。
- ・ 静岡地区においては、おしか荘の廃止に伴い常時短期滞在の研究者向けに開放されている受入施設が消滅しており、研究交流を推進するための研究者受入れの環境作りを、喫緊の課題として大学本部に認識されるよう働きかける必要がある。

（３）基準５の自己評価の概要

平成25年度国立大学改革強化推進補助金事業「全学的な教育改革・組織改革によるグローバル人材育成機能の強化－ターゲット・アジア人材育成拠点の構築－」を通して、教室・研究室等や留学生宿舍等の設備・施設の整備が大幅に進んだ。留学生に対する学習・生活・進路等に関する相談・助言体制や留学希望者に対する留学相談、障害等、特別な支援が必要と考えられる学生に対する支援は、関係部局と連携して適切に行われていると言える。また就職支援活動は、SCDPにより大幅に進展した。改善点としては、留学生の就職支援においては部局や就職支援課等との一層の連携が不可欠であること、施設面では、交流スペースに関しては今後の整備が必要である。

基準6 内部質保証システム

(1) 観点ごとの分析

観点6-1-① 根拠となる資料やデータに基づき、学内及び学外の関係者等への意見聴取結果等を踏まえた上で、自己点検・評価を実施しているか。

【観点到係る状況】

平成20年度、平成25年度に国際交流センターの自己評価及び外部評価を実施し、結果を機構のホームページに掲載している。(URL: http://www.icsu.shizuoka.ac.jp/japan/new_contents_page_317.htm)

機構の活動状況については、毎年一回発行する「紀要」、半期毎に発行する「ニュースレター」（日本語版および英語版、毎年4月・10月に発刊）に記録としてまとめてオンライン上で広くアクセスできるようにしている。機構やABP、留学生就職促進プログラム等の各プロジェクトのホームページに掲載し逐次参照できる状況になっている。学内においては、機構会議、国際交流委員会、全学ABP委員会にそれぞれの管轄業務の状況を報告し、意見聴取の機会を設けている。

また、留学生の受入実績、協定校リスト、外国人教員数等は静岡大学の大学概要に毎年掲載しており、同情報は静岡大学のホームページ上からダウンロードすることができる。別途、機構が主催する留学派遣プログラムの実績について、機構のホームページ上で派遣数等を公表している。

ABPの運営においては、産学連携を推進するために、県内企業・団体48社が加盟するアジアブリッジプログラム連絡会を立ち上げた。連絡会を通じて、企業の視点からグローバル人材育成に関する助言を得ている。

文部科学省委託の留学生就職支援プログラム事業「ふじのくに留学生就職促進プログラム（SCDP）」の実施においては、ふじのくに地域・大学コンソーシアムの留学生支援事業実施委員会の就職促進部会内に協議会を設けて運営することで、産学官連携体制を確立するとともに、文部科学省が指定するキャリア教育・日本語教育専門委員からの助言を受け事業改善を図っている。

【分析結果とその根拠理由】

機構は、学内の委員会を通して部局の意見や要望を聞く機会を設けるとともに、ABP、SCDP等大型事業においては、産学官連携の運営体制を整備し、評価や助言を運営方法に活用している。また、半期、年度ごとに、紀要やニュースレターで活動状況をまとめて報告している。これらの取組状況から、機構の活動状況を点検・評価し、その結果に基づいて活動の質の改善・向上を図るための体制が整備されている。

観点6-1-② 自己点検・評価の結果について、外部者（本学の教職員以外の者）による検証が実施されているか。また、自己点検・評価結果及び外部者による検証結果に対し、改善のための取組が行われ、具体的かつ継続的な方策が講じられているか。

【観点に係る状況】

平成25年3月に国際交流センターは外部評価委員3名を委嘱し、外部評価委員会を開催した。外部評価委員会は、自己評価報告書に沿って7つの基準ごとに「優れた点」と「改善を要する点」を国際交流センター側から聴取し「外部評価委員からのコメント」としてまとめるとともに、7つの基準ごとの「評価」及び「コメント」並びに「総合評価」を記載した「外部評価調査票」による評価書を作成した。

外部者から国際化推進に関する意見や助言があった場合には、機構長を中心に機構で対応方法を検討し、対応策・改善策を実行している。平成25年度の外部評価委員会での指摘を受け、浜松キャンパスに国際化推進活動に従事する事務職員1名を増員した。また、監事からの指摘に基づき、海外向け大学紹介の動画を静岡大学英語版ホームページに掲載した。

【分析結果とその根拠理由】

外部評価委員会や外部からの提言・指摘事項を踏まえ、改善方法を検討し、逐次事項ごとの改善を図った。

観点6-1-③ 活動の質を保証するとともに、活動の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能しているか。

【観点に係る状況】

機構においては、教員全員が参加する機構教員会議を毎月もち、また、学術交流部門、学生支援部門、グローバル教育部門もそれぞれ定期的に会合をもち、情報交換や業務内容の検討を通して活動の質の改善と向上に努めている。機構会議、国際交流委員会、全学ABP委員会において各部局の委員から提案される内容を国際連携推進機構の運営に反映させている。平成28年度より第3期中期目標・中期計画が始まり、その国際交流関連の措置事項に係る実施状況について、役員会及び監事業務監査等の評価を受けている。その結果を次年度の計画に反映させて機構の活動の質の改善と向上に反映させている。

【分析結果とその根拠理由】

機構の教員、国際交流課職員だけでなく、大学役員会、各部局との情報交換や業務内容の検討を実施しており、活動の質を保証と活動の質の改善・向上を図るための体制が整備され十分に機能している。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

特になし。

【改善を要する点】

特になし。

(3) 基準6の自己評価の概要

機構は、前身である国際交流センターにおいて自己評価及び外部評価を実施し、各結果を機構のホー

ムページに掲載している。またニューズレター、ホームページ、紀要等の媒体を発行し、最新の活動状況を公表している。ABPや留学生就職促進プログラム等の機構の各事業については、事業運営のための連絡会や協議会に外部者が入ることで、外部者が活動状況を点検する体制をとっている。以上より、機構は、機構の活動状況を点検・評価し、その結果に基づいて活動の質の改善・向上を図るための体制をしいている。

基準7 管理運営

(1) 観点ごとの分析

観点7-1-① 管理運営のための組織及び事務組織が、適切な規模と機能を持っているか。また、危機管理等に係る体制が整備されているか。

【観点到係る状況】

機構は学長の直轄部署として国際関係業務の管理運営を行い、学長が指名した機構長及び、機構長が指名した副機構長のもと、専任教員7名、特任教員9名を静岡、浜松キャンパスに配置している。

また、機構長が機構会議、国際交流委員会、全学ABP委員会の委員長となるとともに、機構の業務・活動においては三部門が機能し、機構全体の活動が機構長のリーダーシップの下に進められている。機構長、副機構長、部門長と国際交流課の課長及び副課長は、構の幅広い活動の管理・運営のために定期的に打ち合わせを行っている。

国際交流課には課長1名、副課長1名、専門員1名、係長1名、主任2名、特任職員3名、非常勤職員5名及び派遣職員1名の合計15名を静岡キャンパスを中心に配置している。大学改革強化推進補助金事業の採択および同事業費が平成30年度より基幹経費化されたこともあり、平成24年度の8名から職員を増員した。

外国人留学生等の受入や諸外国の大学等との学術交流の推進などの国際交流業務の推進のためには、国際交流課に専門的な知識経験を有する人材が必要であるが、定期の人事異動によりそうした人材が定着しにくい状況にある。対策として、課長のリーダーシップのもと、係の枠を越えて柔軟に対応するとともに、ABP業務を担当するグローバル企画推進室事務担当と国際交流課の間の物理的な壁を取り払い、物品購入等の業務を共通化して効率化を図ったこと、また、職員課と連携して職員のグローバル化研修を進めており、大学職員全体の底上げを図っていることが挙げられる。

危機管理等に係る体制については、海外渡航時の安全配慮のため、「国立大学法人静岡大学における海外渡航に係る危機管理規則」に基づき、「海外渡航の危機管理マニュアル」を整備し、渡航者のみならず、国際交流業務に携わる教職員が不測の事態に対応する際の手順を整理した。また、日本エマージェンシーアシスタンス（株）が運営する留学生向け危機管理サービス（OSSMA）に加盟し、渡航者への事前指導を強化することと共に、万一の際に国際交流業務担当者がとるべき行動について専門家から助言を受けられる環境を整えた。

【分析結果とその根拠理由】

国際交流課の職員数をこの6年間で8名から15名に増員し、増大するグローバル化の推進を支えてきた。一方、学長直轄すなわちいずれの部にも属していない組織のため、意思決定を迅速に行える利点があるが、他の事務局組織と比べて危機管理体制は若干劣る。

観点7-1-② 目的を達成するために、部局の長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える組織形態となっているか。

【観点に係る状況】

機構長の下、機構会議、国際交流委員会、全学ABP委員会が規則に基づいて運営されている。業務に関する実務担当者間の情報共有・相談・課題の検討の場である機構教員会議についても、機構長が議長を務めている。また、機構長は、副機構長、部門長、国際交流課長と、毎月数回の打ち合わせを行い、機構全体の活動が滞りなく進め、効果的な意思決定をするための情報共有と検討をする機会を設けている。

【分析結果とその根拠理由】

機構が運営するいずれの会議、委員会においても、各段階に応じた意思決定がなされており、効果的な運営ができる組織体制が整っている。

観点7-2-① 管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、諸規定が整備されるとともに、管理運営に関わる委員会等の責務と権限が文書として明確に示されているか。

【観点に係る状況】

静岡大学国際連携推進機構規則第9条第2項の規定に基づき、「静岡大学国際連携推進機構会議規則」において機構会議に関し必要な事項を定めている。国際連携推進機構会議規則第7条の規定に基づき「静岡大学国際交流委員会規則」において、国際交流委員会に関し必要な事項を定めている。また、国際連携推進機構会議規則第7条の規定に基づき、「静岡大学全学アジアブリッジプログラム委員会規則」においてABPに関する事項の審議又は連絡・調整を行うため、必要な事項を定めている。

【分析結果とその根拠理由】

機構の管理運営に関わる会議及び委員会等の責務と権限は各適用規則に明確に示されており、管理運営に関する規程の整備について問題はない。

観点7-2-② 適切な意思決定を行うために使用される、目的、計画、活動状況に関するデータや情報が蓄積されているか。

【観点に係る状況】

機構が行う事業の活動状況に関しては、国際交流委員会、全学ABP委員会の議事録に活動状況が蓄積され、機構教員会議においては目的および計画段階の検討状況が記録されている。また、大学のグローバル化に関連する諸活動については、大学全体で管理される「中期計画・年度計画進捗管理システム」において、機構の実施責任者、各部局の責任者等が計画番号ごとの状況を定期的に入力し、活動状況に関する情報を蓄積するとともに評価資料としている。

全学の国際交流活動が活発化する中で、多様化する活動を把握する方法について検討と改善が続いている。平成29年度には学務部教務課と協議を進め、学務情報システムにおいて受入留学生の名簿を管理する仕組みを導入した。また、海外渡航する学生の状況を把握するため、同システム、及び関係する規

則を改定し、出入国届を管理するシステム整備を行った。機構が主催する長期の留学プログラムについては、OSSMA(Overseas Students Safety Management Assistance)のロケーターシステムを活用し、参加者等の情報を継続的に把握している。

【分析結果とその根拠理由】

「中期計画・年度計画進捗管理システム」により、大学のグローバル化関連の活動状況について関連する計画番号ごとに情報を蓄積している。留学生の受入と派遣に関するデータを管理する制度を整えるなど、全学に在籍する学生の状況把握を進めている。機構の意思決定のためには、全学的な学生の国際交流の実績および教員が行う国際連携研究などの状況を把握することが肝要であり、委員会等を通して情報の収集と共有に努めている。

観点7-3-① 機関としての大学を運営するために職務をつかさどる教職員が、適切に役割分担し、その連携体制が確保され、能力を向上させる取組が実施されているか否か。

【観点に係る状況】

機構は、教員組織である学術交流部門、学生支援部門、グローバル教育部門とそれを支援する事務組織である国際交流課から構成されている。部門は機構規則で明示された業務に従事するとともに、部門を横断するプログラム・事業については各教員が有機的に連携し、活動をしている。平成27年4月には全学教育基盤機構内に国際交流センターとグローバル企画推進室が置かれ、平成29年10月には機構が立ち上がるなど、組織再編に際して教職員の適切な組織構成と教員配置が進められた。平成30年度末は機構が設置されて1年半が経過したところであるが、適切な配置と役割分担を行うべく、次年度以降に部門再編について検討を進めている。

国際交流課は国際学術交流係、国際学生交流係、国際交流推進係の3係に分かれ、所掌する業務は分かれているが、内容によっては横断的に関わることが可能であり、機構全体の活動をカバーしている。

FDについては、業務に関連するセミナー等の情報を提供し、参加者を募っている。特に機構が力を入れている活動や課題に関連するセミナー等がある場合には、各部門・担当教員チームで派遣者を選定している。セミナーに参加した教員はその内容を教員会議で報告し、資料を共有している。平成26年3月には、大学改革推進等経費補助事業の一環として、国際交流センター主催で、静岡・浜松の両キャンパスで大阪大学から講師を招き、「留学生向け英語コース導入とFD活動について」の大学教育の国際化に関するセミナーを開催した。

国際交流課は、機構が行う海外活動に課の職員を参加させるだけでなく、他部署の職員の海外研修の場として提供することで、能力向上の一助としている。研修の運営にあたっては、機構の教員が、随時、企画・運営に関わり、研修先の選定をしている。また、研修によっては渡航時の引率もしている。

表7-3-① 平成25年度～平成30年度 職員研修

実施年度、研修名、内容や場所	職員数
H25～30 アメリカ夏季短期研修 引率	3名
H25～30 カナダ夏季短期研修 引率	5名

H25 国際交流業務理解研修（インドネシア）	4名
H26 国際交流業務理解研修（タイ）	2名
H27 国際交流業務理解研修（ベトナム・インドネシア）	2名
H29 国際交流業務理解研修（タイ・インドネシア・ベトナム）	3名
H30 海外派遣研修（企画型）（リトアニア）	2名
H29～30 SD研修（オーストラリア）	2名
計	23名

また、機構は学生・教職員を対象とした海外渡航前の安全管理講習を実施し、国際交流活動のための知識やスキル向上の支援をしている。

【分析結果とその根拠理由】

大学のグローバル化推進に伴い、留学生数、協定校数は順調に増加しているが、それに伴い増大する様々な業務に対応するため、教職員の適切な配置及び役割分担の見直しを随時検討する必要があると共に、業務によっては部門や担当を超えた柔軟な体制を維持する必要がある。

（2）優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- ・ 一つの係にとどまらない内容の業務については、国際交流課長のリーダーシップのもと、係の枠を越えて職員が連携協力しながら業務を遂行している。
- ・ 学内の国際化推進活動にあたる職員を各部署に増やすために、他部署の職員の海外研修を積極的に展開している。

【改善を要する点】

- ・ 国際交流課は、機構を支える事務組織としての機能と、全学的な国際業務に関する事務を所掌する所謂「本部の機能」が求められている。効果的に業務を進めるためには、全学的な事務組織の中での位置づけを検討する必要がある。また、機構は現状をもとに部門構成等を定めているが、大学のグローバル化の要請に対応するため、部門の再編など、組織のあり方を考える必要がある。
- ・ 学長直轄組織のため、国際交流課はどの部にも属しておらず、課長が部長に相談する体制が存在しないため、関連する部に所属することについて働きかける必要がある。
- ・ キャンパス間の職員配置については、15名中13名が静岡キャンパスに所属し、浜松キャンパスには特任職員2名のみとなっている。在籍する留学生数がほぼ同数であることからキャンパス間の偏在は著しく、改善の余地がある。

（3）基準7の自己評価の概要

機構はその活動に関わる会議、委員会を3つ運営しており、いずれにおいても、各段階に応じた意思決定がなされており、効果的な運営ができる組織体制が整っている。

国際交流課の職員は、大学改革強化推進補助金事業の採択および同事業費が平成30年度より基幹経費化されたことにより、平成24年度の8名から平成30年度の15名に増員したが、課には、全学の国際化推進にあたる機構の多様な活動を支える事務組織としての機能と、全学的な国際業務に関する事務を所掌する所謂「本部の機能」が求められていることから、様々な業務をこなすことを求められている。効果的に業務を進めるためには、全学的な事務組織の中での位置づけを検討する必要がある。キャンパス間の職員配置については、15名中13名が静岡キャンパスに所属し、浜松キャンパスには特任職員2名のみとなっている。在籍する留学生数がほぼ同数であることからキャンパス間の偏在は著しく、改善の余地がある。

基準8 情報等の公表

(1) 観点ごとの分析

観点8-1-① 組織の目的が、広く社会に公表されるとともに、構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

【観点到係る状況】

機構は、独自にホームページを開設、運営している。組織の目的は、同ホームページ上で広く社会に公表され、構成員（教職員及び学生）にも周知されている

機構のホームページのURLは、次のとおり。

[日本語] <http://www.icsu.shizuoka.ac.jp/>

[英語] <http://www.icsu.shizuoka.ac.jp/english/>

加えて、下記プロジェクト、プログラム別のホームページ及びSNSも開設している。

・アジアブリッジプログラム (ABP) <http://www.abp.icsu.shizuoka.ac.jp/>

〃 Facebook <https://www.facebook.com/abp.shizuoka.u>

・ふじのくに留学生就職促進プログラム <http://scdp.shizuoka.ac.jp/>

〃 Facebook <https://ja-jp.facebook.com/fujinokuni.career/>

・インターアカデミアアジア <http://www.icsu.shizuoka.ac.jp/inter-academia-asia/index.html>

・インターアカデミア <http://iac.icsu.shizuoka.ac.jp/>

【分析結果とその根拠理由】

平成23年度に国際交流センターのホームページを全面的にリニューアルしたのち、平成29年10月に機構が発足されたことを受け、平成29年11月に改修し、機構の目的・活動領域を分かりやすく示す画面構成とした。また、上記プロジェクトに対応するホームページを順次開設し、機構のホームページにリンクを貼ることで、機構の最新の活動情報を広く公表している。

観点8-1-② 活動の状況や成果等について、広く社会に公開されるとともに、構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

【観点到係る状況】

活動の状況や成果等については、毎年3月に発行している「国際交流センター紀要」（平成30年度発行分より「国際連携推進機構紀要」に変更）は、より広く社会に公開すべく、平成18年度（2007年度）以降の全発行巻を静岡大学附属図書館のリポジトリにて全面掲載をしている。「国際連携推進機構ニュースレター」（毎年4月・10月に発行）を作成・配布するとともに、上記ホームページにPDF版で掲載することにより、広く社会に公開している。

構成員（特に学生）には、学内の電子メール、学内の各所に配置した電子掲示板に加え、多様なチャ

シの配布、ポスターの掲示で、周知を図っている。

学外のうち、特に静岡大学への入学を希望する留学生に向けては、静岡大学情報基盤センターが運営する静大TVに「留学生チャンネル」を設定してもらい、静岡大学に在籍をする留学生に関する番組を多く提供している。在学生に向けても、留学体験者のインタビュー等の情報を同媒体で提供することで、留学促進を図っている。

また、対象・内容に応じてより効果的な周知方法をとるため、学生の国際交流への動機付けを特に意図して、平成25年度より新入学生のガイダンス時に「センターニュース」、「海外留学パンフレット」、「ABP副専攻の案内」（平成28年度から）を配布している。加えて、浜松キャンパスにおいては、学部、専攻の新入生ガイダンスに機構の教員が赴き、国際交流活動の紹介をしている。

【分析結果とその根拠理由】

様々な媒体や広報機会を通じて、機構の活動の状況や成果について、大学の構成員へのタイムリーな周知につとめている。

観点8-1-③ 自己点検・評価の結果、外部者による検証結果が大学内及び社会に対し広く公開されているか。

【観点到に係る状況】

平成24年度に実施した評価結果を、『静岡大学国際交流センター 自己評価書』『静岡大学国際交流センター 外部評価書』として、機構のホームページで公開している。

【分析結果とその根拠理由】

自己点検・評価の結果、外部者による検証結果は、どこからでも制限なくアクセスが可能な機構のホームページ上で公開をされており、大学内および社会に対し広く公開されている。

（2）優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

機構の多岐にわたる活動内容、活動状況については、随時ホームページにおいて報告され、大学の構成員および社会に広く情報発信をしている。平成23年度（2011年度）のホームページのリニューアル後も、留学した学生の体験記、静岡大学への留学に関する良くある質問集、海外渡航前の手続きのページを追加し、分かりにくいメニュー名や情報は修正する等をし、常に改良を続け、より必要な情報を見つけやすく、利用しやすい構成にしている。

【改善を要する点】

国際交流センターから機構への組織改編を経て、機構の活動がより多岐にわたっていること、スマートフォンによるホームページへのアクセスが増えていることから、平成23年度（2011年度）に作成したものが基盤となっている現行のホームページは、大幅な変更が必要である。平成31年度に新しいホームページを開設するために、平成30年度の後期にその準備作業を進めている。

機構の活動が多岐にわたることもあり、ホームページやSNSの更新が停滞している部分が生じている。各ホームページやSNS更新作業を定期的に行えるよう、業務分担の見直しが必要である。

基準9 地域貢献活動の状況

(1) 観点ごとの分析

観点9-1-① 大学・学部等の地域貢献活動の目的に照らして、目的を達成するためにふさわしい計画や具体的方針が定められているか。また、これらの目的と計画等が適切に公表・周知されているか。

【観点到る状況】

静岡大学は、第二期中期目標(2)国際化に関する目標において、地域貢献に関わる項目として、「国際感覚を養成する教育と、世界をリードする重点研究を推進し、知の拠点形成を目指す。」を掲げ、「国際化に関する目標を達成するための措置として、「留学生と地域との交流事業等の施策を一層推進し、地域における国際化に協働し、地域のグローバル化に寄与する。」としている。また、第三期中期目標の地域貢献に関わる項目としては「グローバル化に関する目標」として、「グローバル化推進のための教育研究環境の整備を行い、アジアをはじめとした国際社会で活躍できる人材育成や国際的研究の展開、国際貢献に積極的に取り組む」「海外交流協定校等を中心とした国際ネットワークを構築するとともに、国際化のための環境整備を行い、教育研究の交流を一層促進し、多文化が共生するグローバルキャンパスを実現する。」を謳い、中期計画として「第二期中期目標期間に引き続き、ABPの推進を通して、産業界と連携したグローバル人材教育システム（カリキュラム、インターンシップ、留学生の受入、学生の海外派遣等）を更に充実させ、アジアを中心とした企業の海外展開等を支える人材の育成に取り組む。」「キャンパス及び地域のグローバル化を推進するため、学生の居住環境の整備や学内外における異文化交流事業等を実施する。」を挙げている。これらの中期目標は大学ウェブサイトへの掲載の上、広く公表している。

地域・企業と連携したグローバル人材育成の必要性が叫ばれる中、アジアを中心とした企業の海外展開等を支え、国際社会で活躍できる人材育成に取り組むことは、大学が地域から強く求められている課題であり、それを実現することは最大の地域貢献である。機構はそのための目標・計画をABPの推進を軸に策定し、HPで公開するほか、平成27年度と30年度に開催したABP講演会や地域企業と本学とで構成されるABP連絡会等で広く公表・周知を図っている。

【分析結果とその根拠理由】

機構は地域・企業と連携したグローバル人材育成という地域課題を活動の目標・計画に明確に掲げ、かつ地域の産官学連携の元に進めるABPを活動の中核に据えている。こうした実績から、機構は、地域貢献活動の目的を達成するためにふさわしい計画や具体的方針を定め、それに関する活動に地域連携を通して取り組んでいると言える。また、目的と計画等は機構のHPや企業と運営するABP連絡会等で公表・周知を図っている。

観点9-1-② 計画等に基づいた活動が適切に実施されているか。

【観点に係る状況】

本学は、自治体や地域国際交流団体と連携しており、静岡県留学生交流等推進協議会の議長大学である。同協議会は、静岡県内における留学生等の受入れの促進や地域住民との交流活動の推進を図るための具体的方策等を協議することを目的として、県内の高等教育機関、地方公共団体、経済団体及び国際交流関係団体等53団体・機関の長又は代表者等で組織されている。静岡県留学生交流等推進協議会は、運営委員会、総会を年に1回ずつ主催し、留学生の受入れ及び地域住民との交流活動を推進するため、県内関連機関とともに各種事業の展開や情報交換を行っている。同協議会の地域交流事業として、平成14年度より静岡県内の高等教育機関に在籍する留学生と日本人学生の討論を通じた交流イベントである「話っ、輪っ、和っ」を公益財団法人中島記念国際交流財団の助成を受けて毎年開催し、地域の留学生と日本人学生の交流を推進している。また、同協議会からは、1年に1回機関紙を発行し、関係機関、関係者への情報提供、広報を行っている。

平成26年度に静岡県の大学間連携組織として「公益社団法人ふじのくに地域・大学コンソーシアム」を設立したことを受け、同コンソーシアムの主な事業のうち、主に国際交流事業、留学生等就職支援事業に主体的に協力をしている。また、平成29年に「ふじのくに留学生就職促進プログラム(SCDP)」が留学生就職促進プログラム(文部科学省)事業に採択され、日本国内に本拠を持つ企業等への就職を希望する静岡県内で学ぶ外国人留学生のための教育と支援を開始するなど、受入れから就職までを視野に入れた留学生支援体制の構築を目指し、優秀な人材を地域へと送り出すための体制づくりがスタートしている。

大学の教育活動としては、グローバル化推進のための教育研究環境の整備とアジアをはじめとした国際社会で活躍できる人材育成を推進するという9-1-①に述べた計画に基づき、文理融合の知識を有して静岡とアジア諸国の架け橋となって活躍できる国際的人材育成を目標とした留学生の受入れ及び副専攻プログラムとしてABPが平成27年度に開始し「ABP連絡会」等の設置・運営やプログラムの基盤整備のための「静岡大学グローバル人材育成ABP特定基金」の創設など、地域企業と連携する形で進めており、学年進行に従って地域の企業等でのインターンシップを含めたキャリア支援の活動が行っている。

加えて、キャンパス及び地域のグローバル化を推進するための異文化交流事業実施に関しては、ホームステイやイベント等の地域交流活動や学校訪問・英語アシスタント等の小・中・高の授業や交流活動等への留学生派遣や県内企業との交流会の開催、専任教員の地域国際交流協会への活動サポート(講演・講義・委員など)など、積極的に地域交流への参加・支援を行なっている。平成28年度に新しい国際交流会館を供用開始した時には、会館のお披露目を兼ねて地域と留学生・教職員との交流会を行い、地域住民との親睦を深めた。

例年6月末から7月にかけて協定校の学生を対象として開講されるサマースクールでも、2泊3日の地域でのホームステイをプログラムに組み込み、学生・ホストファミリーの重要な交流の場となっている。

平成27年度には、「トビタテ！留学JAPAN日本代表プログラム」の静岡県内学生を対象とした地域人材コース「ふじのくにグローバル人材育成事業」の立ち上げにおいて、連携機関への声掛け、申請書類の作成等において協力した。また、運営においても、機構の教員が選考委員を務めるのに加え、派遣前の研修の講師を務めることで協力している。既述のとおり、同事業を通じて、静岡大学からも派遣学生を

毎年輩出している。

また、静岡県地域外交課および大学課と連携し、ベトナム、タイ、インドネシアにおける留学生リクルーティング活動と同窓生とのネットワーキング活動を協力して進めている。静岡県の重点交流国であるモンゴルについては、静岡県の担当者と一緒に訪問し、静岡県が招聘したモンゴルからの来訪者を大学で受け入れる等の協力を平成28～30年度に行っている。

機構が主催する公開講座については、以前は静岡・浜松両キャンパス交互にほぼ毎年、公開シンポジウムは2年おきに開催していたが、平成25年度以降は国際交流センター・機構主催としては実施していない。今後はテーマを日本語教育に限定せず、機構が留学生と日本人学生及び地域住民との継続的なより広い交流・学び合いの機会を提供を進めることが、高等教育機関として地域の国際化推進に一層の貢献を果たすことにつながるであろう。

表 9-1-② 地域交流活動例

□ 平成30年度（2018）地域交流活動

- 4～7月 静岡聖光学院中学英語T A派遣（静岡）
- 4～7月 静岡市立高校英語T A派遣（静岡）
- 4/25 浜松国際交流協会訪問（浜松）
- 4/19 日本平茶摘み体験（静岡）
- 6/26 附属浜松小学校英語クラスへ参加（浜松）
- 7/11 附属浜松中学校英語クラスへ参加（浜松）
- 7/14 駿府城公園着付体験プログラム参加（静岡）
- 7/19 城北高校1年生来訪、留学生にインタビュー（静岡）
- 7/26 日本語の授業を通じた市民との交流（浜松）
- 10/1～ 静岡市立高等学校英語T A派遣（静岡）
- 10/10 浜松北高等学校英語コースとの交流（浜松）
- 10/21～ 静岡聖光学院英語T A派遣（静岡）
- 11/1～4 着付体験（静岡）
- 11/16～18 ホームステイ（浜松）
- 11/25 お茶会（浜松）
- 12/22～23 交流イベント「話っ、和っ、輪っ！」

【分析結果とその根拠理由】

機構は、地域に貢献する国際化推進をその活動の中心に据え、大学の中期目標に明確にそれに係る項目を設定している。それらの内容に基づき、グローバル化推進のための教育研究環境の整備とアジアをはじめとした国際社会で活躍できる人材育成を推進している。また、静岡県で最も多く留学生を受け入れる高等教育機関として、静岡県留学生等交流推進協議会の幹事校としての活動、公益社団法人「ふじのくに地域・大学コンソーシアム」の留学生関連事業への協力を積極的に行っている。また、ABP推進および留学生就職促進プログラムSCDPという企業と連携したグローバル人材育成プログラムを通して、地域と海外を繋いでグローバルに活躍できる人材を育成し、地域へと送り出す活動に取り組んでいる。

また、年間を通して留学生と地域との交流活動が行われていて一定の成果を上げている。以上から、地域貢献活動が適切に運営されているといえる。

観点9-1-③ 活動の実績及び活動への参加者等の満足度等から判断して、活動の成果が上がっているか。

【観点到に係る状況】

- ・ サマースクールのホストファミリーを対象としたアンケートによると、ほぼ全員がホストファミリーの体験について満足と回答しているなど、交流活動に参加した市民の満足度は高い。
- ・ 静岡県留学生等交流推進協議会の地域交流事業である、県内の留学生と日本人学生の討論を通じた交流イベント「話っ、輪っ、和っ」の活動においては、16年間継続して開催をし、実績をあげている。
- ・ ABP・SCDP両プログラム（企業説明会やインターンシップ等への参加）を通じて大学と企業・自治体との連携が深まり、人材育成を通じた地域貢献は一定の成果をあげている。

【分析結果とその根拠理由】

ABP等を通じた人材育成や交流活動の実施・参加等、いずれも一定の成果を上げている。また、平成31年度以降は、企業からニーズの高い日本語力の高い留学生が在籍するABPの学士課程プログラムから卒業生を輩出する予定である。地域交流については、留学生の地域交流活動が年間を通して行われ、参加する学生の満足度も高い。大学が主体となった地域との双方向的な学びの場の提供が今後の課題である。

観点9-1-④ 改善のための取組が行われているか。

【観点到に係る状況】

ABPに関しては、企業と静岡大学とで構成される「ABP連絡会」を設置し、プログラムの運営や改善を議論できる仕組みを形成している。留学生の就職支援を掲げるイベントやセミナーは県内外を問わず多いが、SCDP開始により、まずは情報提供の一元化に向け、整備を進める予定である。平成31年度以降は、学内の就職支援の有効活用に加え、就職に向けてのモデルプランを留学生に提示していく。地域交流については実施事業ごとにアンケート等で参加者等の意見や要望、改善点などの把握に努めている。

【分析結果とその根拠理由】

交流事業に関しては、アンケート等をもとに参加者の意見を聞いて改善につなげており、どちらも改善のための取り組みが行われていると言える。人材育成による地域貢献に関しては、プログラム改善のための制度が整っている。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- ・ ABPを中心としたグローバル人材育成体制の整備

- ・ SCDPと連携したキャリア支援の開始
- ・ 多様な地域交流への実施・支援

【改善を要する点】

- ・ SCDP終了後の学内および県内関係機関等との連携体制整備
- ・ 単発のイベントによる交流を越えた、継続的・双方向的な交流・学びの場の提供
- ・ 今後は学生と地域住民が、単なる交流に留まらず、継続的な交流を通してともに学び合えるような機会を機構が主体となって継続的に提供していくことが不可欠である。

基準10 国際化の状況

(1) 観点ごとの分析

観点10-1-① “学部”等の“教育”の国際化の目的に照らして、目的を達成するためにふさわしい計画や具体的方針が定められているか。また、これらの目的と計画等が広く公表されているか。

【観点到る状況】

機構は、当該評価期間の第2期および第3期中期目標に基づく中期計画において、国際化に関わる事項を計画・実施・運営しており、これらの中期計画は大学ウェブサイトへの掲載の上、広く公表している。第3期中期目標においては、「第2期中期目標期間に設置した全学教育基盤機構を中心に、全学的観点からの教育ガバナンスと総合的見地に基づく教員配置を通して、明確な人材養成像に基づく体系的な教育課程の編成、教育の国際化等の課題に取り組む。」としている。中期計画において、国際化推進のための取組として、以下の項目をあげている。

「全学教育基盤機構に設けたグローバル企画推進室において、ABP の取組の強化等、全学的な教育の国際化に取り組む。」、「第2期中期目標期間に引き続き、ABPの推進を通して、産業界と連携したグローバル人材教育システム（カリキュラム、インターンシップ、留学生の受入、学生の海外派遣等）を更に充実させ、アジアを中心とした企業の海外展開等を支える人材の育成に取り組む。」、「全学的な教育実施体制の下で、英語のみで修了できるコース等の増設や、国際共同教育プログラムなどの国際的な流動性を高める教育プログラムを導入するに当たり、プログラム調査・整備の支援や海外留学支援（派遣・受入）等、教育のグローバル化に対応した教育環境づくりを推進する。」、「海外交流協定大学等とともに形成している国際連携組織を中心に、国際教育研究プロジェクトを推進し、大学のグローバル化に活用する。」、「グローバル化推進に向けた実施体制を強化するため、海外交流協定校を100校（機関）に増加させるとともに、海外事務所や海外同窓会を増設する。」

上記の第2期および第3期中期目標期間にわたって国際化の柱となっているのが、平成25年度国立大学改革強化推進補助金事業「全学的な教育改革・組織改革によるグローバル人材育成機能の強化 ーターゲット・アジア人材育成拠点の構築ー」である。同事業案の基盤となったのが、第2期の平成24年度から準備し25年（2013年）6月に国際交流センター（当時）より提案した「静岡大学：国際交流/国際戦略」という静岡大学の国際推進方針案である。同案においては、現状と課題の分析をもとに、改革の方針を立て、具体的な取り組みを述べている。具体的には「地域の国際化と一体となった静岡大学の国際化」の推進を目標に掲げ、①「静岡」から「グローバル人材」を育成する、② 地域のハブ、海外とのハブとして機能する、という基本方針のもと、教育、研究、組織・社会連携の3点における国際化の具体的な取り組みを示した。

【分析結果とその根拠理由】

機構は全学の国際化の目的に照らして、目的を達成するための計画や具体的方針を定めて活動を実施している。当該評価期間（H25:2013年度～H30:2018年度）の6年間のうちH29:2017年度10月に現機構となり、以後は旧国際交流センターが担ってきた、受入留学生の教育プログラム、留学派遣生の教育と支

援に加えて、大学全体を見据えた企画・体制作りを進めながら、多岐にわたる事業に取り組んだ。組織の目的・方針は当初から明確であり、かつ、平成25年度国立大学改革強化推進補助金事業の中心に国際化事業を据え、機構が同事業を推進したことで、大学全体の方向性に合致した国際化の推進に取り組むことができている。また、これらの国際課の目的と計画等は、中期目標・中期計画を通じて広く公表されている。

観点10-1-② 計画等に基づいた活動が適切に実施されているか。

【観点到に係る状況】

当機構の全学の国際化推進を目的とした活動の状況および分析については、規則に明記している機構の業務ごとに既に基準4において詳述している。以下には、第3期中期計画にあげている取組について、分析を行う。

「全学的な教育の国際化に取り組む」体制については、平成28年度に全学教育基盤機構会議の下に教育のグローバル化WGを設置し、国際交流センターとグローバル企画推進室の機能を統合した機関設立のための検討を開始し、全学的な教育の国際化とその基本方針についての議論を進めた結果、平成29年10月に機構を発足させた。平成30年度に全学のプログラムとしてのABP取組の強化として留学生受入拡大を目的にABP学士課程プログラム対象国を拡大しミャンマーを追加、また、ABP副専攻の充実のため、副専攻履修者増加に向けた方策の検討に着手した。

「産業界と連携したグローバル人材教育システムの充実、アジアを中心とした企業の海外展開等を支える人材の育成に取り組む」活動として、産業界・自治体と協力してABP生を含む留学生のインターンシップ受入れ先の開拓を進めた。また、平成28年度よりABP副専攻学生向けにアジアでの海外研修を企画・運営し（平成28年度タイ、29年度ベトナム、30年度インドネシア）、現地の静岡県内企業ほか日系企業、JETRO、国際交流基金、日本語学校等を訪問し、将来社会で活躍するための素地作りの機会としている。こうした事業に関わる企業・自治体を対象に、平成30年7月3日に「アジアブリッジプログラム（ABP）講演会－未来に向かうグローバル人材育成－」を静岡市内で開催し学内外から約100名が参加した。講演会に先立ち「企業連絡会」を開催した。ABP発足時から支援いただいている企業・地方自治体等18団体が参加し、今後のプログラムの進め方について意見交換が行われた。

「全学的な教育実施体制の下で、教育のグローバル化に対応した教育環境づくりを推進する」プログラムとして、国際共同教育のダブルディグリープログラムの展開に取り組んでいる。平成18年度より進められてきた博士課程での協定先をさらに増やした（平成30年度末時点で15機関と締結）のに加え、平成29年度に総合科学技術研究科工学専攻が、静岡大学で初の修士課程におけるダブルディグリープログラム協定を締結し、平成30年度は、学生の受入・派遣を開始した。

「海外交流協定大学等とともに形成している国際連携組織を中心に、国際教育研究プロジェクトを推進する」仕組みとしては、平成14年（2002年）から今日まで続く中東欧協定校との研究交流会議「インターアカデミア」に加え、平成25年度より機構が、東南アジア・南アジアの協定校との研究・教育交流会議「インターアカデミア・アジア」を立ち上げ、毎年開催している。こうした学術交流会議を通じて、新たな国際教育・研究のプロジェクトのネットワークを拡大している。

「グローバル化推進に向けた実施体制を強化するため、海外交流協定校を100校（機関）に増加させる

とともに、海外事務所や海外同窓会を増設する」ことは、上記の国際教育研究プロジェクトを展開するプラットフォーム形成等を通して、過去6年の間に着実に進めてきた。また、海外の活動拠点である静岡大学の海外事務所は、平成27(2015)年3月のベトナム・ハノイ国家大学外国語大学内事務所が新たに加わり3か所となった。海外同窓会は、平成31年2月のマレーシア部会の立ち上げにより、当該評価期間に3支部が増え、計4支部（インドネシア、タイ、ベトナム、マレーシア）となっている。

【分析結果とその根拠理由】

機構は中心となって進めてきたABP事業を通じて、全学の国際化の取り組みを牽引するものとして、産業界との連携、海外機関との共同教育プログラムの構築、海外ネットワーク（事務所、同窓会）の強化など、当該評価期間において大学の国際化を着実に進めた。これまでのABPの実施状況を踏まえて、今後運営体制の調整を行いながら、さらに世界に開かれたプログラム、教育研究機会の創出に取り組む余地がある。

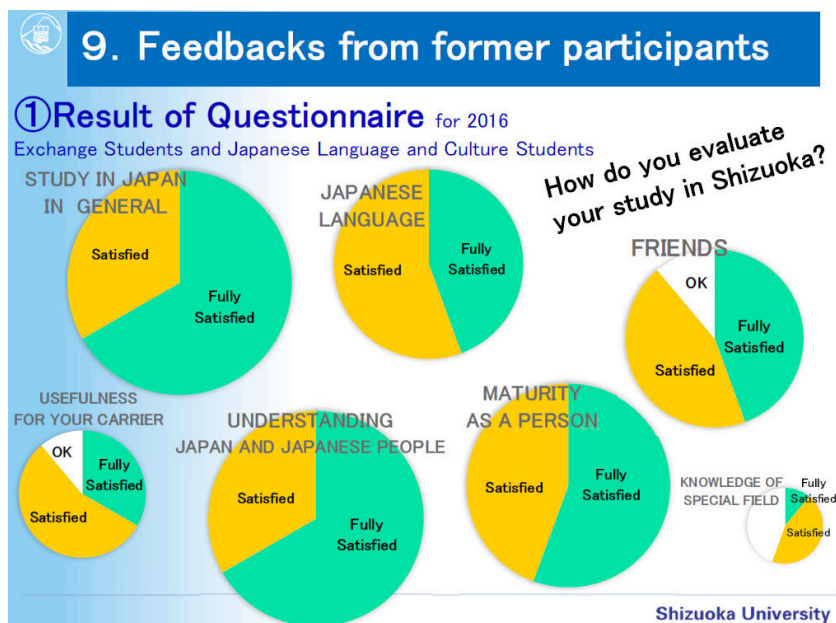
観点10-1-③ 活動の実績や学生の満足度等から判断して、活動の成果が上がっているか。

【観点に係る状況】

静岡大学の外国人留学生の在籍数は、平成24年度の約300名から平成30年度には430名と、約1.4倍に増加した。ABPは留学生と日本人学生の両者を対象とした部局横断型の教育プログラムで、学士課程は全学六学部が、修士課程は理工系の四専攻が参画し、平成30年10月までのABP入学生数は学士課程92名、修士課程179名、合計271名となっている。

ABPを通して全学的に留学生の数を増やすとともに、それまで東アジア圏の国からが中心であった留学生の受入を、地域の企業から人材ニーズの高い東南アジア、南アジア地域へと広げ、多様な国、地域の留学生の受入を促進した。留学生の出身国では、ABP対象国であるベトナム、インドネシア、インドが、中国に次ぐ人数を占め、留学生の出身国が多様化しており、機構が進めてきたABP事業を通した留

図 10-1-② 受入交換留学生の満足度調査結果（2016）



学生の受入促進の取組が直接奏功している。このABP開設に牽引される形で、各部局でもグローバル化を意図したプログラムが整備され、特に短期の海外派遣プログラムが複数立ち上がっている。また、当該評価期間（H26:2014年度～H30:2018年度）に、大学間協定校の数は、40校から58校と約1.5倍に増加し、現在では部局間協定校と併せて、年度計画の指標としている約100の大学・機関と交流協定を締結している。協定校の増加に伴い、協定校から受け入れる交換留学生の数も平成26:2014年度の22人から平成30:2018年度には31人と、約1.4倍に増加した。平成28年度より、日本研修・交流入門、日本文化論、海外文化紹介、国際交流実習、日本文化体験実習、日本研修・交流プログラム修了研究からなる「日本研修・交流プログラム」という単位化したプログラムを開講し、受入交換留学生に、総合的な留学プログラムを提供している。こうした取り組みの結果、平成28年度の受け入れ交換留学生の満足度調査（図10-1-②参照）によると、日本語学習、日本理解、人間的な成長の項目で全員が「満足」と答えている。

平成29年度に静岡大学で学位課程を卒業（修了）した留学生116名のうち、49名（42%）が日本で就職をし、20名（17%）が日本で進学をしている。この静岡大学の留学生の卒業（修了）後の日本における就職率は、平成28年度の全国平均36%（（独）日本学生支援機構「平成28年度外国人留学生進路状況・学位授与状況調査結果」参照）よりも高い。

機構では、留学生の卒業（修了）後の日本における就職支援を目的に、平成29年度より文部科学省の委託事業である「ふじのくに留学生就職促進プログラム」を実施している。同事業においては、静岡県内の自治体、企業との連携をもとに、静岡大学及び事業の連携大学の留学生を対象にキャリア教育、日本語教育、インターンシップを実施している。

【分析結果とその根拠理由】

機構は、ABP、DDP等の留学生の受入プログラムの新設と交流協定校の拡大を通して、大学全体で受け入れる留学生数の増加を果たした。静岡大学の留学生数は、平成26年（2014年）までの10年間は約300名で横ばいであったが、平成27年（2015年）ABPの開設を機に増加をはじめ、平成30年（2018年）には430名へと大幅に増加した。

受入留学生数が増えた上に、受入交換留学生の満足度が高いこと、進路支援の取組が充実していることから、機構の留学生の受入と教育の成果は上がっている。今後も外国人留学生の受入れ、国内学生の海外派遣ともに拡大・改善の余地はあり、更なる取組の強化が必要である。

観点10-1-④ 改善のための取組が行われているか。

【観点到係る状況】

本学では、国際化に向けた活動は、中期目標に基づく中期計画の形で設定されており、国際交流関連の措置事項に係る計画についてもその実施状況を半期ごとに把握する形がとられている。また、機構は、全学委員会として国際交流委員会と全学ABP委員会を運営し、規則に明記した各委員会の所轄事項について、全学の部局から選出した委員と、取組の状況確認と効果的な方法の検討を行っている。また教育に関する事項は全学教育基盤機構で審議、報告されている。

機構においては、機構の全教員からなる機構教員会議を毎月開催し、また、学術交流部門、学生支援部門、グローバル教育部門もそれぞれ定期的に非公式に会合をもち情報交換や業務内容の検討を行い、

活動の質の改善と向上に努めている。

現在、教育の国際化に向けた活動の状況を把握する仕組みとして、学生の海外派遣数の把握につながる海外渡航状況については、平成30年度より学術情報システムに関連項目を設けたことで、効率的に把握できる仕組みとなっている。また機構が実施するプログラム（派遣・受入れ）については、実施後のアンケートにより、問題点を把握して改善に結び付けている、

また、ABPでは、大学の教育研究の成果を広く社会に提供し、社会の発展に寄与するために、教育運営・就職支援に産学連携の仕組みを取り入れる試みとして、県内企業・団体が加盟するABP連絡会を平成27年に立ち上げ、平成29年度時点で48社が登録している。こうした体制を活用し、企業から教育の国際化に関するアドバイスを得る機会を設けるとともに、講師招聘、インターンシップの必修化（学士課程）、企業の海外拠点での研修等を実践に取り入れて、社会との連携教育の展開に努めている。

【分析結果とその根拠理由】

学内に適切に機構の活動に係る事項を検討する委員会を設置し、活動に係る重要事項を審議していることから、国際化推進活動の改善を常に検討し、対応する体制が整備されている。機構内においては、各部門の会議と全教員の連絡会議を毎月開催し、情報交換や業務内容の検討を行い、活動の質の改善と向上に努めている。

学外では、ABP連絡会、静岡県留学生交流等推進協議会の運営、ふじのくに地域・大学コンソーシアムへの参加を通して、自治体・企業との連携体制を構築し、取組を改善するための助言を得る機会を設けている。

学内の学生の活動状況を把握する上で、個々の学生の渡航状況を把握する仕組みは改善されたが、各部局での国際プログラムへの取組等、国際化に向けた全学の活動状況を把握する体制は充分とは言えない。今後の年度計画で、海外派遣に関してさらに高い目標を掲げていることから、準備が急がれる。

（2）優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- ・ 全学の教育の国際化を牽引したABPの開設・運営
- ・ 産業界と連携したグローバル人材教育システムの充実
- ・ 海外機関・同窓生とのネットワークの強化による、教育の国際化の基盤作り

【改善を要する点】

- ・ 受入留学生をさらに増やすための取組
- ・ 部局における国際交流活動・海外派遣状況の把握、及び実施における連携・支援

資 料

1. 静岡大学国際連携推進機構規則
2. 静岡大学国際連携推進機構会議規則
3. 静岡大学国際交流委員会規則
4. 静岡大学アジアブリッジプログラム委員会規則
5. 静岡大学国際連携推進機構専任教員等の選考に関する細則
6. 静岡大学国際連携推進機構専任教員等の選考に関する申合せ
7. 大学間協定
8. 部局間協定
9. アジアブリッジプログラム(ABP)
10. ふじのくに留学生就職促進プログラム(SCDP)
11. 統計資料
 - ① 受入留学生数の推移
 - ② 大学間協定数の推移
 - ③ 部局間協定数の推移
 - ④ 協定校数の推移
 - ⑤ 交換留学生（受入）数の推移
 - ⑥ 大学間協定数と交換留学生数の推移
 - ⑦ 海外派遣学生数（交換留学生数、全体数）の推移

資料 1. 静岡大学国際連携推進機構規則

(平成 29 年 9 月 20 日規則第 7 号)

(趣旨)

第 1 条 この規則は、国立大学法人静岡大学学則第 13 条の規定に基づき、静岡大学国際連携推進機構（以下「推進機構」という。）に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第 2 条 推進機構は、静岡大学（以下「本学」という。）における国際連携に関わる戦略を全学的な観点から検討し、本学の理念及び基本方針に沿った総合的かつ効果的な国際連携の一層の推進を図ることを目的とする。

(部門及び業務)

第 3 条 推進機構に次の各号に掲げる部門を置き、当該各号に掲げる業務を行う。

(1) 学術交流部門

- ア 国際連携に係る基本計画の策定に関すること。
- イ 国際的な学術交流のための企画・運営及び調査・研究に関すること。
- ウ 大学の国際情報発信及び国際的な研究プロジェクトの推進に関すること。
- エ 海外からの研究者受入れ及び教職員の海外派遣に係る支援に関すること。
- オ 国際的な文化交流及び産官学連携並びに地域の国際化推進に関すること。
- カ その他国際連携に係る学術交流に関すること。

(2) 学生支援部門

- ア 外国人留学生支援に係る基本計画の策定に関すること。
- イ 外国人留学生の受入れ促進及び実施に関すること。
- ウ 外国人留学生の修学、学生生活及びキャリア支援に係る指導・相談に関すること。
- エ 学生の海外派遣に係る相談・助言等の総合的支援に関すること。
- オ その他国際化推進に係る学生支援に関すること。

(3) グローバル教育部門

- ア グローバル人材の育成を戦略的に推進するための施策に関すること。
- イ 外国人留学生等に対する日本語・日本事情教育の企画・運営に関すること。
- ウ 学生の海外派遣の推進に関すること。
- エ 日本語・グローバル教育及び教育効果に関する調査・研究に関すること。
- オ その他グローバル人材育成のためのグローバル教育に関すること。

(構成員)

第 4 条 推進機構は、次の各号に掲げる構成員をもって組織する。

- (1) 機構長
- (2) 副機構長
- (3) 部門長
- (4) 推進機構を主担当とする教員
- (5) 特任教員
- (6) その他機構長が必要と認める者

(機構長)

第5条 推進機構に、機構長を置く。

2 機構長は、学長が指名した理事又は副学長をもって充てる。

3 機構長は、機構の業務を総括する。

(副機構長)

第6条 推進機構に副機構長を置く。

2 副機構長は、機構長の業務を補佐し、機構長に事故あるときは、その職務を代行する。

3 副機構長は、機構長が指名し学長が任命する。

4 副機構長の任期は機構長に指名された者の任期の末日までとする。

(部門長)

第7条 部門長はそれぞれ第3条に掲げる部門の業務を処理する。

2 部門長は、第9条に規定する国際連携推進機構会議の委員のうちから、機構長が指名する。

3 部門長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の後任の任期は、前任者の残任期間とする。

(推進機構を主担当とする教員及び特任教員)

第8条 推進機構を主担当とする教員及び特任教員は、第3条に掲げるいずれかの部門に所属し、それぞれ同条に規定する業務を行う。

2 推進機構を主担当とする教員及び特任教員の選考に関する必要な事項は、次条第1項に規定する国際連携推進機構会議が別に定める。

(国際連携推進機構会議)

第9条 推進機構に、推進機構の管理・運営及び業務に関する事項を審議するため、国際連携推進機構会議(以下この条において「機構会議」という。)を置く。

2 機構会議に関し必要な事項は、別に定める。

(危機管理)

第10条 学生及び教職員の海外渡航時における危機管理等の対応に係る事項は、推進機構が別に定める。

(事務)

第11条 推進機構の事務は、学務部の協力を得て、国際交流課において処理する。

(補則)

第12条 この規則に定めるもののほか、推進機構に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、平成29年10月1日から施行する。

2 この規則施行後の最初の部門長の任期は、第7条第3項の規定にかかわらず、平成31年3月31日までとする。

3 静岡大学国際交流センター規則及び静岡大学グローバル企画推進室規則は廃止する。

資料 2. 静岡大学国際連携推進機構会議規則

(平成 29 年 9 月 20 日規則第 8 号)

改正平成 30 年 3 月 20 日規則第 86 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、静岡大学国際連携推進機構規則第 9 条第 2 項の規定に基づき、国際連携推進機構会議(以下「機構会議」という。)に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第 2 条 機構会議は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 国際連携推進機構(以下「推進機構」という。)の運営方針に関すること。
- (2) グローバル人材の育成のための施策に関すること。
- (3) 推進機構の業務計画、業務実績等に関すること。
- (4) 推進機構の教員の人事に関すること。
- (5) 推進機構の予算及び決算に関すること。
- (6) その他推進機構の業務の遂行に関し、機構会議が必要と認めたこと。

(組織)

第 3 条 機構会議は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 国際連携推進機構長(以下「機構長」という。)
- (2) 国際連携推進副機構長
- (3) 推進機構の各部門長
- (4) 学部長が指名する副学部長 各 1 人
- (5) 地域創造学環、大学院光医工学研究科、創造科学技術大学院、大学院法務研究科、電子工学研究所、グリーン科学技術研究所、大学教育センター及び学生支援センターから選出された教員 各 1 人
- (6) 推進機構を主担当とする教員及び特任教員のうち、機構長が指名した者
- (7) その他機構長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 前条第 5 号の委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 第 3 条第 6 号及び第 7 号の委員の任期は、機構会議の議を経て、機構長が定める。

(議長)

第 5 条 機構会議に議長を置き、機構長をもって充てる。

2 議長は、機構会議を招集し、会議を主宰する。

3 議長に事故あるときは、議長があらかじめ指名した者が、その職務を代行する。

(議事)

第 6 条 機構会議は、委員の 2 分の 1 以上の出席をもって成立する。

2 機構会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

3 第 2 条第 4 号の人事案件については、出席者の 4 分の 3 以上をもって決するものとする。

(委員会の設置)

第7条 機構会議の下に静岡大学国際交流委員会及び静岡大学全学アジアブリッジプログラム委員会を置く。

2 機構会議は、その定めるところにより、前項に定める委員会の議決をもって機構会議の議決とすることができる。

3 第1項に定める委員会に関する事項は別に定める。

(事務)

第8条 機構会議の事務は、学務部の協力を得て、国際交流課において処理する。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、機構会議の運営に関し必要な事項は、機構会議が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成29年10月1日から施行する。

2 この規則施行後の最初の委員会の第3条第5号の委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成31年3月31日までとする。

附 則(平成30年3月20日規則第86号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

資料 3. 静岡大学国際交流委員会規則

(平成 29 年 9 月 20 日規則第 9 号)

改正平成 30 年 3 月 20 日規則第 86 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、静岡大学国際連携推進機構会議規則第 7 条の規定に基づき、静岡大学国際交流委員会(以下「国際交流委員会」という。)に関し、必要な事項を定める。

(業務)

第 2 条 国際交流委員会は、次の各号に掲げる事項の審議又は連絡・調整を行う。

- (1) 海外の大学等との学術・学生交流協定に関する事。
- (2) 静岡大学国際交流基金事業の実施及び運用に関する事。
- (3) 静岡大学国際交流会館の入居者選考、その他運営に関する事。
- (4) 海外派遣学生の選考に関する事。
- (5) 海外派遣その他、国際交流に係る各種奨学金に関する事。
- (6) 外国人留学生に対する入学前予備教育の企画・運営及び実施に関する事。
- (7) 外国人留学生等に対する日本語教育プログラムの企画・運営及び実施に関する事。
- (8) 外国人留学生に対する日本研修・交流プログラムの企画・運営及び実施に関する事。
- (9) 日本語サマープログラム等、学生交流に関する研修事業の企画・運営及び実施に関する事。
- (10) その他国際交流委員会が必要と認める事項に関する事。

(組織)

第 3 条 国際交流委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 国際連携推進機構から選出された教員 若干人
- (2) 各学部から選出された教員 学部ごとに若干人
- (3) 大学院光医工学研究科、創造科学技術大学院、大学院法務研究科、電子工学研究所及びグリーン科学技術研究所から選出された教員 各 1 人
- (4) その他国際交流委員会が必要と認めた者

2 前項の委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第 4 条 国際交流委員会に委員長を置く。

2 委員長は、国際連携推進機構長が指名する者をもって充てる。

3 委員長は、会議を招集し、議長となる。

4 委員長の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任の委員長の任期は、前任者の残任期間とする。

(副委員長)

第 5 条 国際交流委員会に副委員長を置く。

2 副委員長は、委員長が指名する者をもって充てる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

4 副委員長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任の副委員長の任期は、前任者の残任期間とする。

(議事)

第6条 国際交流委員会は、委員の2分の1以上の出席をもって成立する。

2 国際交流委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 国際交流委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務)

第8条 国際交流委員会の事務は、国際交流課において処理する。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、国際交流委員会の運営に関し必要な事項は、国際交流委員会が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成29年10月1日から施行する。

2 この規則施行後の最初の委員の任期は、第3条第2項の規定にかかわらず、平成31年3月31日までとする。

3 この規則施行後の最初の委員長の任期は、第4条第4項の規定にかかわらず、平成31年3月31日までとする。

4 この規則施行後の最初の副委員長の任期は、第5条第4項の規定にかかわらず、平成31年3月31日までとする。

附 則(平成30年3月20日規則第86号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

資料4. 静岡大学アジアブリッジプログラム委員会規則

(平成28年9月21日規則第5号)

改正平成29年9月20日規則第17号

(趣旨)

第1条 この規則は、静岡大学国際連携推進機構会議規則第7条の規定に基づき、アジアブリッジプログラム（以下「ABP」という。）に関する事項の審議又は連絡・調整を行うため、静岡大学全学アジアブリッジプログラム委員会（以下「全学ABP委員会」という。）に関し、必要な事項を定める。

(業務)

第2条 全学ABP委員会は、次の各号に掲げる事項の審議又は連絡・調整を行う。

- (1) 学士課程におけるABPの入学者選抜実施に関すること。
- (2) 修士課程におけるABPの入学者選抜実施支援に関すること。
- (3) ABPにより入学する学生（以下「ABP留学生」という。）の受入れ等に関すること。
- (4) ABP留学生の初学期教育に関すること。
- (5) ABPにおける副専攻及びABP科目群に関すること。
- (6) 静岡大学未来創成基金によるABP留学生及び副専攻学生の支援に関すること。
- (7) ABP留学生の授業料不徴収に関すること。
- (8) ABPの広報に関すること。
- (9) その他ABPに関すること。

(組織)

第3条 全学ABP委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 国際連携推進機構から選出された教員 若干人
- (2) 各学部から選出された教員 学部ごとに若干人
- (3) 総合科学技術研究科から選出された教員 若干人
- (4) 大学教育センターから選出された教員 若干人
- (5) その他全学ABP委員会が必要と認めた者

2 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 全学ABP委員会に委員長を置く。

2 委員長は、国際連携推進機構長が指名する者をもって充てる。

3 委員長は、会議を招集し、議長となる。

4 委員長の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任の委員長の任期は、前任者の残任期間とする。

(副委員長)

第5条 全学ABP委員会に副委員長を置く。

2 副委員長は、委員長が指名する者をもって充てる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

4 副委員長の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任の副委員長の任期は、前任者の残任期間とする。

(議事)

第6条 全学ABP委員会は、委員の2分の1以上の出席をもって成立する。

2 全学ABP委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 全学ABP委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務)

第8条 全学ABP委員会の事務は、国際交流課において処理する。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、全学ABP委員会の運営に関し必要な事項は、全学ABP委員会が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成28年10月1日から施行する。

2 この規則施行後の最初の全学ABP委員会の第3条第1項第3号から第6号までの委員の任期は、同条第2項本文の規定にかかわらず、平成29年3月31日までとする。

附 則(平成29年9月20日規則第17号)

1 この規則は、平成29年10月1日から施行する。

2 この規則施行後の最初の委員の任期は、第3条第2項の規定にかかわらず、平成30年3月31日までとする。

3 この規則施行後の最初の委員長の任期は、第4条第4項の規定にかかわらず、平成30年3月31日までとする。

4 この規則施行後の最初の副委員長の任期は、第5条第4項の規定にかかわらず、平成30年3月31日までとする。

資料5. 静岡大学国際連携推進機構専任教員等の選考に関する細則

(平成30年2月28日国際連携推進機構会議承認)

(趣旨)

第1条 この細則は、静岡大学国際連携推進機構専任教員及び特任教員（以下「専任教員等」という。）の選考に関し、静岡大学教員資格審査基準によるもののほか、静岡大学国際連携推進機構規則第8条第2項の規定に基づき、必要な事項を定める。

(選考委員会)

第2条 静岡大学国際連携推進機構会議（以下「機構会議」という。）は、専任教員等の採用、昇任等の選考を行う必要が生じた場合は、その都度、静岡大学国際連携推進機構教員選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設ける。

(選考委員会の組織)

第3条 選考委員会は、次の各号に掲げる者を持って組織する。

- (1) 機構長
- (2) 副機構長
- (3) 機構会議のうちから選出された者 若干人
- (4) その他機構長が必要と認める者

2 前項の規定にかかわらず、当該昇任等の当事者である場合には、委員としない。

(委員長)

第4条 選考委員会に委員長を置き、機構長をもって充てる。

(候補者の選考)

第5条 選考委員会における選考の手続きは、機構長が別に定める。

(選考結果の報告)

第6条 選考委員会は、候補者の選考の結果を次の各号に掲げる書類を添えて、速やかに、機構会議に諮るものとする。

- (1) 教員資格審議資料
- (2) 個人調書
- (3) 研究業績書
- (4) 教育等業績書
- (5) 教育・研究・企画運営に関する抱負

2 前項各号の書類の書式は、機構長が定める。

(雑則)

第7条 この細則に定めるもののほか、必要な事項は、機構長が別に定める。

附 則

この細則は、平成30年2月28日から施行し、平成29年10月1日から適用する。

資料6. 静岡大学国際連携推進機構専任教員等の選考に関する申合せ

平成30年2月28日国際連携推進機構会議承認
一部改正 平成30年6月28日国際連携推進機構会議承認

1 この申合せは、静岡大学国際連携推進機構教員選考に関する細則第5条、第6条第2項及び第7条の規定に基づき、必要な事項を定める。

2 国際連携推進機構（以下「機構」という。）教員として採用する者は、その業務の特性から、次の経験を有しているものとする。

- (1) 国際交流事業の企画・運営の経験
- (2) 外国人に対する日本語教育及び相談・支援業務の経験（留学生の日本語教育に従事する教員の場合）
- (3) 留学・海外居住又は異文化交流活動の経験

3 機構教員の採用・昇任に当たっては、次の基準によるものとする。なお、特定の分野において、優れた知識及び経験を有するものについては、別に定める。

(1) 教授

- ① 博士の学位を有するか、大学院の博士課程単位取得退学若しくはこれに準ずる能力を有し、かつ大学において教授又は准教授の経歴を有すること。
- ② 研究業績については、論文が総計15本以上あり、かつ、過去5年間で3本以上あること。
ただし、最近5年間に於いて、産前、産後休暇または育児休業取得による研究中断期間（以下「中断期間」という。）がある場合は、「最近5年間に中断期間を加えて3本以上あること」とする。
- ③ 機構の教育・交流事業に関する、企画・運営等に、特に優れた能力を有すること。

(2) 准教授

- ① 修士の学位を有するか、大学院の博士課程単位取得退学若しくはこれに準ずる能力を有し、かつ大学において准教授、講師、助教、助手又はこれに準ずる経歴を有すること。
- ② 研究業績については、論文が総計5本以上あり、かつ、過去5年間で2本以上あること。
ただし、最近5年間に於いて、産前、産後休暇または育児休業取得による研究中断期間（以下「中断期間」という。）がある場合は、「最近5年間に中断期間を加えて2本以上あること」とする。
- ③ 機構の教育・交流事業に関する、企画・運営等に、優れた能力を有すること。

(3) 助教

- ① 修士の学位を有するか、大学院の博士課程単位取得退学若しくはこれに準ずる能力を有すること。
- ② 担当分野について、知識及び経験を有すること。

(4) 共通の補足事項

- ① 論文とは、センターの理念・目的に則したもので、学会誌、専門誌及び大学又はこれに準ずる機関の研究報告に掲載されたものをいう。ただし、専門書や長大な論文などの場合は、それにふさわしい論文本数に換算する。
- ② 研究業績については、翻訳・教科書執筆・辞書編集等で、学術研究上・教育上の重要性が高いものについては、適宜業績に換算する。

- ③ 採用に当たっては、教育業績・各種活動等についても考慮するものとする。
- 4 採用人事に関しては、公募によることを原則とする。
- 5 細則第6条に定める様式は、別紙のとおりとする。

資料 7. 大学間協定

平成 31 年 3 月 6 日更新

協定内容の内訳：1：教職員および学生の交流、2：教職員の交流、3：学生の交流

**DDP=ダブルディグリー特別プログラム（複数学位制度）

国・地域名	大学名	締結年月	*
アジア			
中国	復旦大学	1992. 3	2
	華中科技大学	2007. 4	1
	中国科学院プラズマ物理研究所	2010. 2 2010. 11**	1
	南京大学	1992. 3	1
	中国科学院新疆生態地理研究所	2009. 8	1
	浙江大学	1999. 9	1
インド	アンナ大学	2007. 7	1
	インド工科大学ハイデラバード校	2017. 3	1
	スリ・ラマサミー・メモリアル大学	2013. 3 2014. 11**	1
	国立薬科教育研究所	2018. 1	1
インドネシア	ガジャマダ大学	2008. 8 2016. 10**	1
	インドネシア教育大学	2010. 3	1
	バンドン工科大学	2013. 1	1
	インドネシア大学	2010. 5 2010. 10**	1
韓国	朝鮮大学校	2002. 3	1
	慶北大学校	2008. 3 2010. 3**	1
	釜山大学校	2001. 2(密陽大学 校) 2009. 1 2010. 11**	1
	嶺南大学校	2002. 1	1
	忠南大学校	2019. 2	1
	マレーシア	テイラーズ大学	2015. 12
マレーシアプトラ大学	2016. 12	1	
マレーシア工科大学	2015. 12	1	
トウンフセインオンマレーシア大学	2017. 8**	1	

	マラヤ大学	2019. 2	1
スリランカ	ペラデニア大学	2013. 12	1
台湾	国立台北科技大学	2013. 8	1
タイ	チェンマイ大学	2015. 4	1
	カセサート大学	2002. 5	1
	キングモンクット工科大学ラカバン校	2018. 5	1
	キングモンクット工科大学トンブリ校	2015. 3	1
	シーナカリンウィロート大学	2017. 2	1
	タマサート大学	2008. 8	1
ベトナム	フエ大学	2010. 2	1
	ノンラム大学	2008. 8	1
	ハノイ国家大学外国語大学	2014. 11	1
	ベトナム教育訓練省国際教育開発局	2016. 7	3
フィリピン	マリアノ・マルコス州立大学	2018. 11	1
北米			
カナダ	アルバータ大学	1990. 5	1
アメリカ	ネブラスカ大学オマハ校	1979. 12	1
ヨーロッパ			
ベラルーシ	ゴメル国立大学	2007. 5 2008. 6**	1
ブルガリア	ソフィア大学	2011. 6 2012. 1**	1
チェコ	マサリク大学	2008. 6	1
フランス	ロレーヌ大学	2005. 1	1
ドイツ	カールスルーエ工科大学	2015. 11	2
	ブラウンシュバイク工科大学	2009. 4 2010. 8**	1
	イエナ応用科学大学	2008. 1	1
	ブッパータール大学	2002. 7	1
ハンガリー	ブダペスト工科大学	2000. 11	1
	オブダ大学	2012. 1 2014. 5**	1
ラトビア	リガ工科大学	2009. 3 2014. 2**	1
リトアニア	カウナス工科大学	2015. 10**	1
モルドバ	モルドバ国立大学	2017. 6	1
ポーランド	ワルシャワ工科大学	1999. 3 2006. 1**	1
ルーマニア	アレクサンドル・イワン・クザ大学	2004. 3 2007. 10**	1
ロシア	サンクトペテルブルグ国立工業大学	2013. 9 2014. 11**	1
スロバキア	コメニウス大学	1999. 2	1

ウクライナ	ウクライナ国立技術大学	2017.1	1
	タラス・シェフチェンコ・キエフ国立工業大学	2013.9 2016.4**	1

資料 8. 部局間協定

平成 31 年 3 月 22 日更新

協定内容の内訳： 1：教職員および学生の交流、 2：教職員の交流、 3：学生の交流

機関名	国・地域名	締結年月日	*
人文社会科学部・人文社会科学研究科			
ボン大学 文学部	ドイツ	1999. 3. 26	3
東華大学外国語学院	中国	2011. 10. 24	1
国立政治大学社会科学学院	台湾	2012. 8. 23	1
開南大学人文社会学院	台湾	2017. 3. 7	1
ジャン・ムーラン・リヨン第 3 大学	フランス	2013. 1. 21	1
マドリッド・コンプルテンセ大学スペイン語教育センター	スペイン	2017. 1. 19	2
法務研究科（地域法実務実践センター）			
蘇州大学王健法学院	中国	2016. 6. 15	2
教育学部・教育研究科			
モンゴル国立教育大学	モンゴル	2013. 12. 27	1
情報学部・情報学研究科			
ワシントン大学ボセル校 コンピュータ&ソフトウェアシステムプログラム	アメリカ	2012. 8. 10	2
ビクトリア大学ウェリントン校・工学部	ニュージーランド	2012. 8. 24	2
オンタリオ工科大学経営・情報工学部	カナダ	2016. 6. 28	2
理学部・理学研究科			
マチュン大学光合成色素研究センター	インドネシア	2014. 8. 13	2
マチュン大学 理工学部	インドネシア	2017. 7. 12	1
仁荷大学校自然科学大学・大学院 海洋科学生物工学研究科	韓国	2016. 6. 27	1
西南物理研究院核融合科学センター	中国	2015. 3. 12	2
香港科技大学	中国	2015. 9. 9	1
ウィーン工科大学 数学・地球情報学部	オーストリア	2018. 5. 11	1
東国大学校工学部	韓国	2018. 9. 3	1
四川大学物理科学技術学院および原子核科学技術研究所	中国	2018. 12. 17	1
工学部・工学研究科			
延世大学校情報ストレージデバイスセンター	韓国	2007. 4. 23	2
鄭州大学大学院	中国	2009. 12. 28	2

国立中央大学 工学部	台湾	2015. 11. 19 2017. 2. 20**	1
国立台湾科技大学 工学部/電気工学・コンピューターサイエンス学部	台湾	2018. 1. 24	1
ラジャヒ大学 工学部	バングラデシュ	2016. 2. 28	1
アムール国立大学 物理工学部	ロシア	2016. 10. 14	1
カルフォルニア工科大学 工学及び応用科学技術部門	アメリカ	2005. 5. 2	2
ビクトリア大学 工学部	カナダ	2004. 8. 24	2
マドリッド工科大学光電子マイクロ研究所/集積システム研究所	スペイン	2013. 6. 10	2
ポツダム大学 自然科学部	ドイツ	2013. 8. 8	3
浙江工業大学材料科学工学院	中国	2018. 8. 7	1
ウダヤナ大学工学部	インドネシア	2018. 8. 27	1
農学部・農学研究科			
天津農学院	中国	2014. 12. 17	1
木浦大学校 食品工学科・食品産業地域革新センター	韓国	2008. 12. 11	2
国立研究院樹木・木材研究所	イタリア	2007. 6. 14	2
アッサム大学 生命科学部	インド	2017. 10. 20	1
スーリヤ大学 生命科学部	インドネシア	2016. 5. 24	1
ボゴール農科大学 林学部	インドネシア	2014. 11. 5	1
ベトナム国立林業大学	ベトナム	2011. 12. 15	1
ランブン大学農学部	インドネシア	2018. 10. 26	1
電子工学研究所			
中国科学院・上海技術物理研究所・紅外物理国家重点実験室	中国	2002. 7. 8	2
キングモンクット工科大学ラカバン校 ナノテクノロジー学部	タイ	2016. 7. 27	2
カリフォルニア大学アーバイン校ベックマンレーザ研究所	アメリカ	2017. 12. 4	2
ウクライナ国立科学アカデミーV. E. ラシュカリョフ半導体物理学研究所	ウクライナ	2007. 1. 9	2
マックス・プランク固体研究所	ドイツ	1993. 6. 21	2
ローマ・ラ・サピエンツァ大学 情報科学科	イタリア	2013. 4. 8	2
国立図書館研究・情報技術大学	ブルガリア	2011. 10. 12	2
モルドバ科学アカデミー	モルドバ	2014. 1. 20	2

ウッジ工科大学	ポーランド	2018. 8. 28	2
オンタリオ工科大学	カナダ	2018. 10. 30	2
創造科学技術大学院			
ダッカ大学 物理学・化学・生物学・薬学・先端 研究センター	バングラデシュ	2008. 2. 28	2
バングラデシュ工科大学 工学部	バングラデシュ	2015. 1. 29	1
ヤシ農業科学獣医学大学	ルーマニア	2015. 7. 30	1
グリーン科学技術研究所			
インドネシア科学技術応用庁	インドネシア	2014. 9. 16	2
バングラデシュイネ研究所	バングラデシュ	2019. 3. 6	2

資料9. アジアブリッジプログラム (ABP)

アジアブリッジプログラム (ABP) 事業の取組



静岡県内で国際展開をする企業並びに自治体と連携し、海外の日本企業で活躍できる技術と日本語能力を身につけ、静岡とアジア諸国の架け橋として活躍できる中核人材を育成

教育

ABP学生の受入

平成27年10月第一期学生入学(学士課程11名、修士課程48名)
 平成28年10月第二期学生入学(学士課程22名、修士課程37名)
 平成29年10月第三期学生入学(学士課程26名、修士課程40名)
 平成30年10月第四期学生入学(学士課程33名、修士課程52名)

ABP学生の進路

平成29年9月第一期生修了(修士課程48名)
 修士課程(海外の大学院を含む)に進学 20名 日本国内で就職 18名 自国で就職 2名
 平成30年3月第一期生修了(修士課程2名)
 修士課程(海外の大学院を含む)に進学 1名 日本国内で就職 1名 自国で就職 1名
 平成30年9月第二期生修了(修士課程35名)
 修士課程(海外の大学院を含む)に進学 8名 日本国内で就職 13名 自国で就職 5名

****日本国内就職先:**
 トヨタ自動車・日産自動車・スズキ・ヤマハ発動機・日立ハイテクノロジー
 三菱ケミカルエンジニアリング・東芝デバイス・シャープ・丸山製茶・ヤタロー
 クリエイトテクノロジ・シーシーアイ・中央発明研究所・小糸製作所 ほか

学士 留学生40名



修士 留学生40名



社会連携

グローバル化



学位記授与式 2018年9月



秋季入学式 2018年10月

静岡大学 アジアブリッジプログラム 企業連携

アジアブリッジプログラム連絡会

ABPの教育運営、就職支援等のための企業・団体の連絡会

県内企業・団体 48社

H27 連絡会 31の企業・団体が参加

H28 連絡会 60の企業・団体が参加

(ABP特定基金後援会理事会・総会内)



静岡大学未来創成基金グローバル人材育成 アジアブリッジプログラム特定基金事業後援会

ABP基金活動の支援を目的

会長: 鈴木修氏(スズキ(株))

地区代表世話人:

西部: スズキ(株)会長、中部: 静岡銀行頭取、東部: 臼井国際会長

H28 第1回理事会・発足会・講演会 企業等60名出席

H29 第2回理事会(6月開催予定)

基金総額: 1億8千万円(平成29年5月現在)



資料10. ふじのくに留学生就職促進プログラム (SCDP)

「留学生就職促進プログラム」選定取組

大学名：静岡大学

ふじのくに留学生就職促進プログラム

(公社)ふじのくに地域・大学コンソーシアムと静岡大学を中心に、静岡県内の大学、企業、地方自治体、民間団体が、留学生の就職支援に関するネットワーク・情報等の活動資源を共有し、包括的な連携のもと、留学生の県内・国内就職の促進を図る教育・支援プログラムを実施する。

<課題>

- ・ 留学生に特化した就職支援
- ・ 企業と留学生の接点、相互理解の不足

学ぶ・働くところとしての「静岡」の魅力向上

<波及効果>

- ・ より優秀な人材の定着
- ・ 産業の国際展開力向上
- ・ 地域の活性化

【大学等】

静岡大学
常葉大学
静岡理科大学
静岡英和学院大学
沼津工業高等専門学校
静岡県立大学

【教育プログラム】

就職につながる
ビジネス日本語教育
「日本で働く」を経験する
中長期インターンシップ
ビジョンを描く
キャリア教育

【就職・採用支援】

相互理解の促進
企業・留学生・外国人社会人交流会
就職につながる接点形成
留学生インターンシップ・就職マッチング
活用・定着支援
就職後の留学生・企業のフォローアップ

【地方公共団体】
静岡県
静岡市
浜松市

成果指標：受託機関+連携大学の留学生の国内就職率

平成28年度 38.1%

平成33年度 54.9%

〔民間団体等〕(公社)ふじのくに地域・大学コンソーシアム、(公社)静岡県国際経済振興会(SIBA)、(公財)静岡県国際交流協会、(一社)静岡県経営者協会、(公財)就職支援財団、(一財)静岡経済研究所、アジアブリッジ企業連絡会、(株)アルバイトタイムス、(株)はまぞう、静岡県行政書士会、(一社)静岡県信用金庫協会、(公財)浜松国際交流協会、静岡労働局

ふじのくに留学生就職促進プログラム

グループA

(静大及び連携大)

学部及び大学院生 文系・理系
日本語による教育課程に在籍
入学時の日本語力：中上級・上級

対象学生
の85%

グループB

(主に静大)

大学院生 理系
英語による教育課程に在籍
入学時の日本語力：中級

対象学生
の15%

【プログラム履修者の到達目標】

日本の企業文化を理解し、日本語で幅広い業務において活躍できる人材

理工系の専門性を活かし、専門分野で日本語で業務を遂行し活躍できる人材

【履修者の特性と期待される効果】

- ✓ 国内就職意欲が高く、日本語力も高い。
- ✓ ビジネス日本語・インターンシップで就職率向上

- ✓ 英語力、専門性は高い。
- ✓ 日本語教育・就職支援による国内就職

【プログラムの特徴】

- ・ 企業や社会人との早い段階からの交流
- ・ 日本型就職、日本でのキャリア形成意識の継続的な醸成
- ・ 日本人学生との競合、秋卒業への対応
- ・ 留学生に特化した就活情報の提供

- ・ 対企業：採用担当者との接点形成、留学生専用採用トラック開設の働きかけ
- ・ 秋修了への対応
- ・ 日本語学習機会拡充の支援
- ・ 英語での情報提供の充実

実施体制

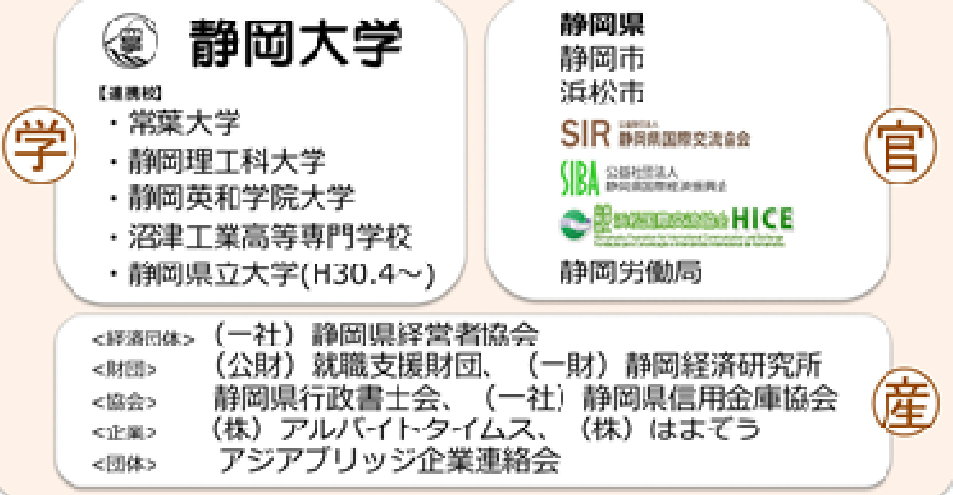
公益社団法人
ふじのくに地域・大学コンソーシアム

留学生支援事業実施委員会

就職促進部会

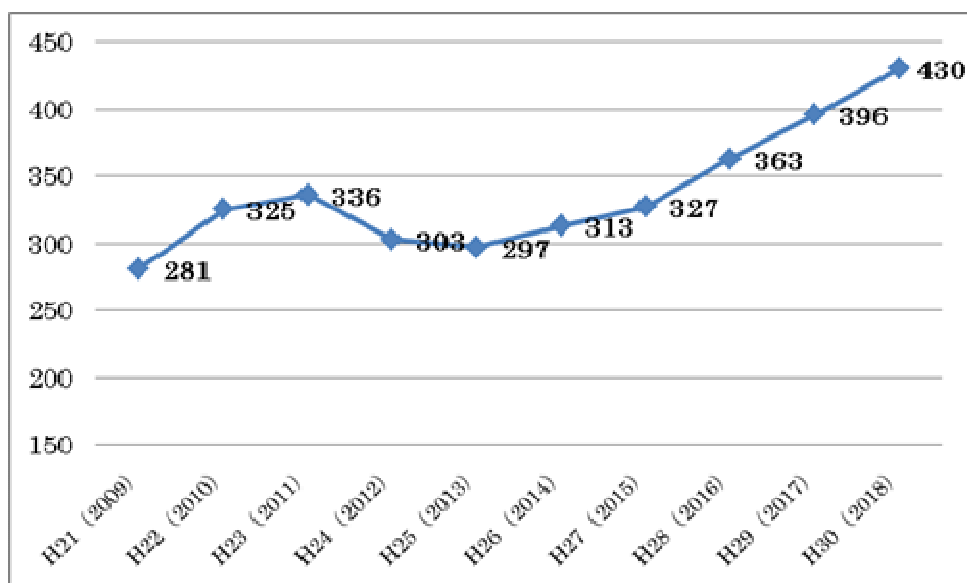
ふじのくに留学生就職促進 プログラム協議会

幹事会

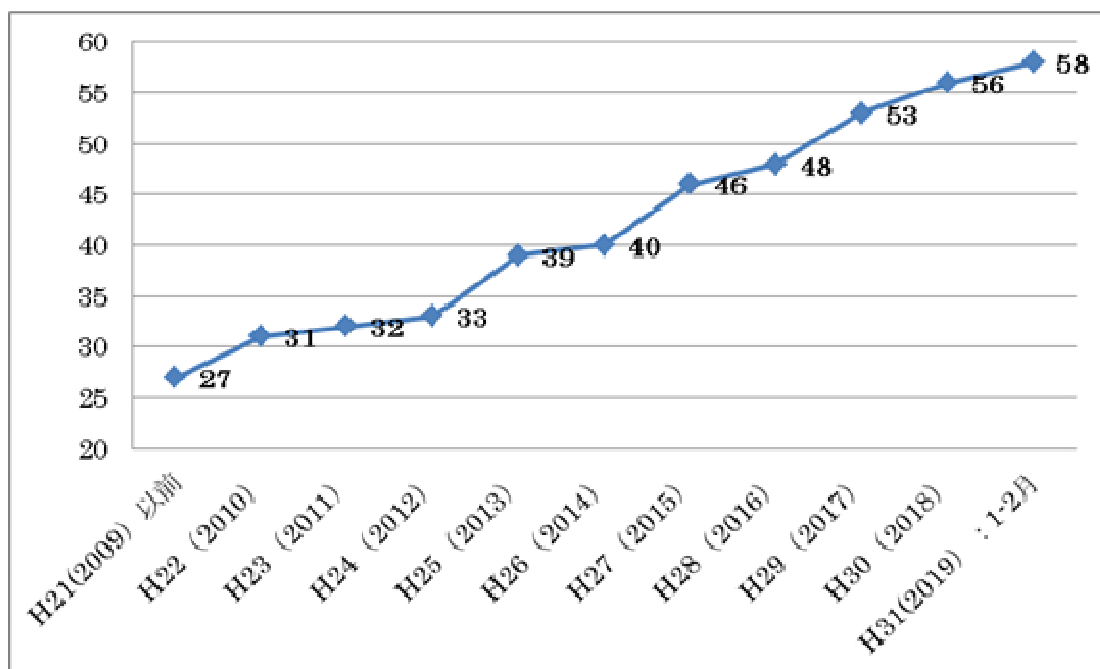


資料11. 統計資料

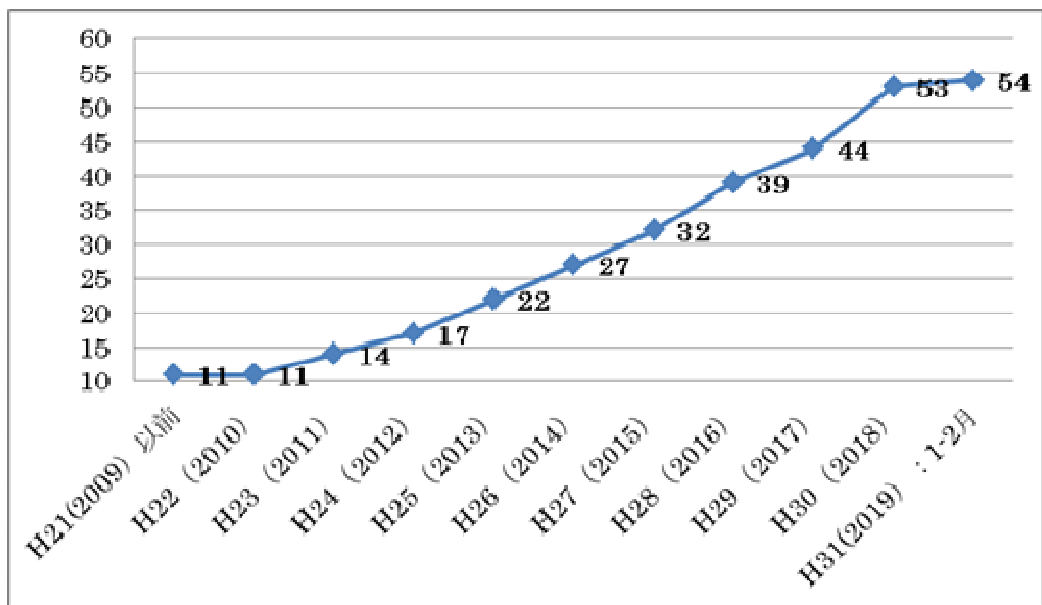
① 受入留学生数の推移 (2009-2018)



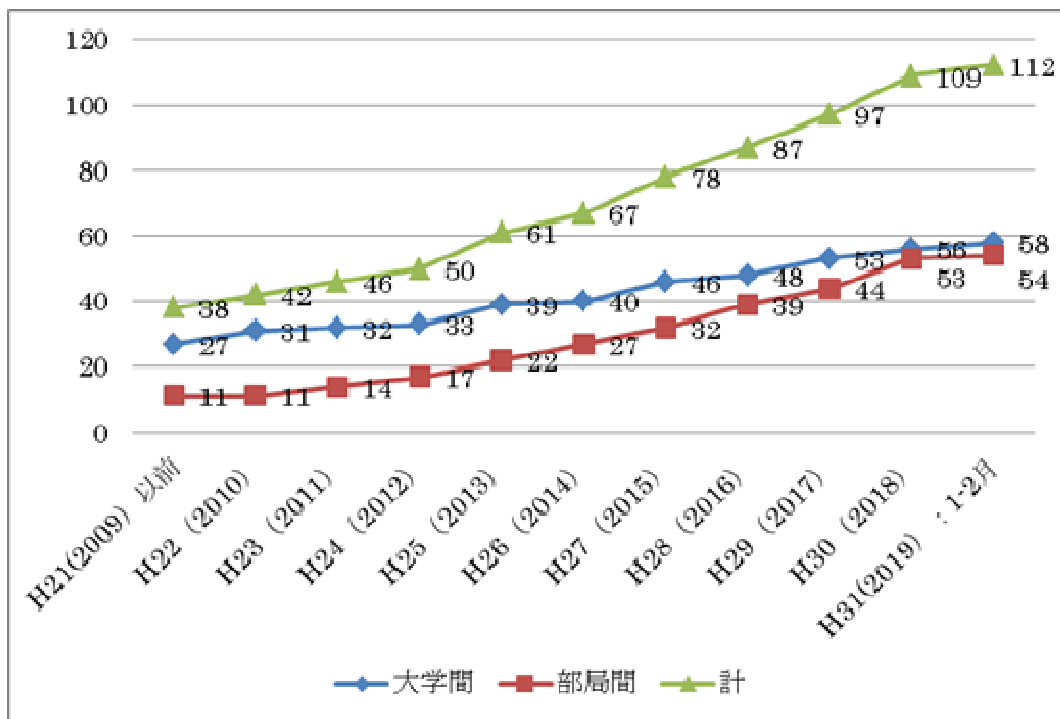
② 大学間協定数の推移 (2009-2019)



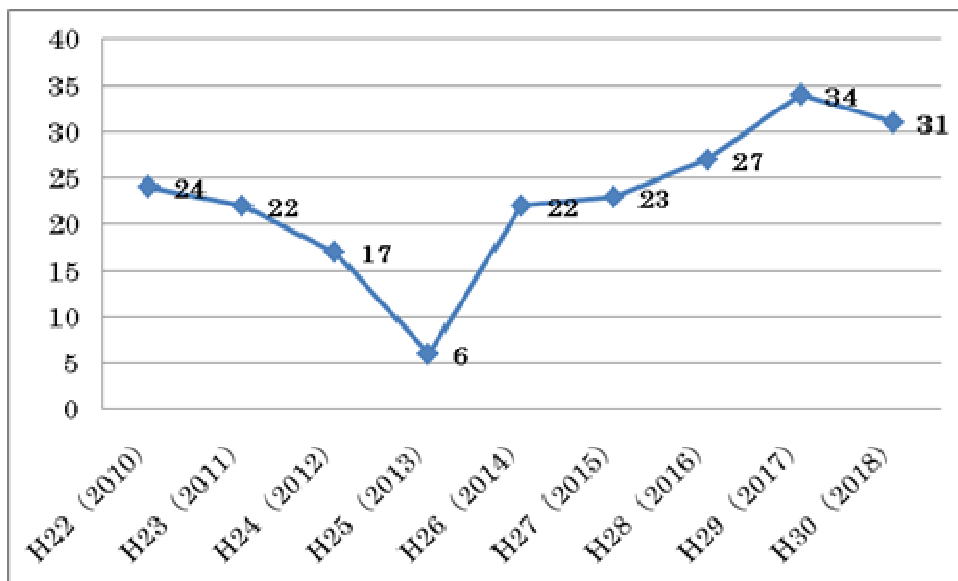
③ 部局間協定数の推移 (2009-2019)



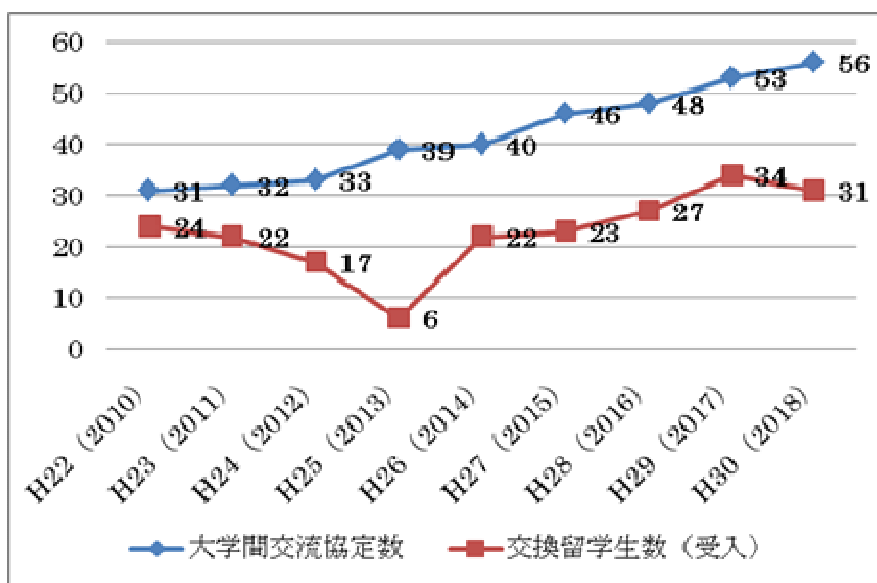
④ 協定校数の推移 (2009-2019)



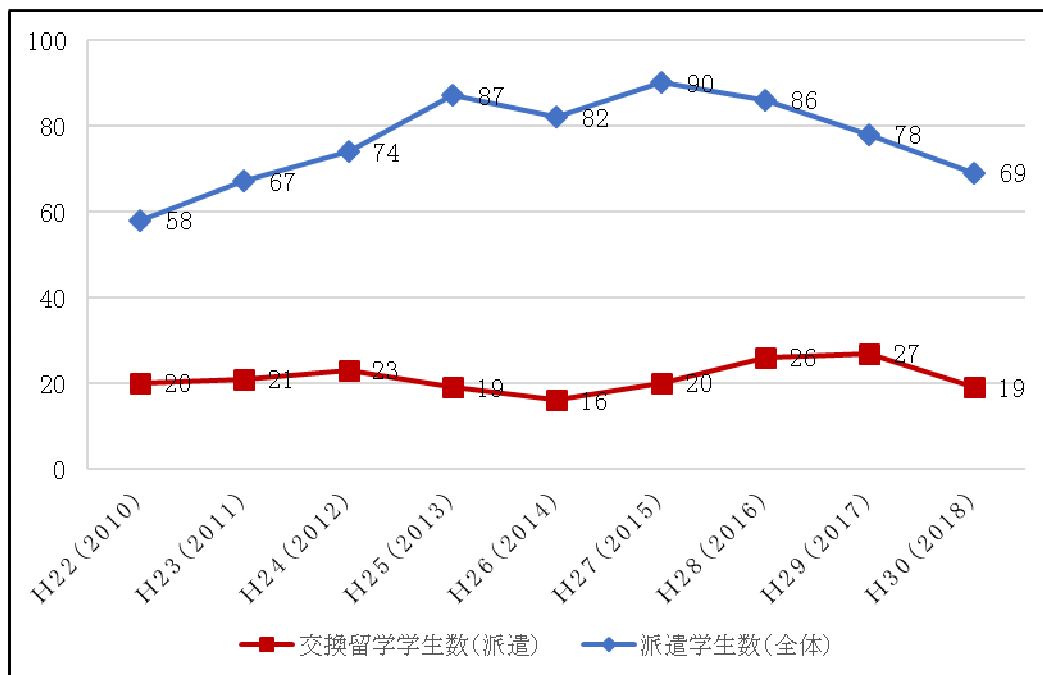
⑤ 交換留学生（受入）数の推移（2010-2018）



⑥ 大学間協定数と交換留学生数の推移（2010-2018）



⑦ 海外派遣学生数（交換留学生数、全体数）の推移（2010-2018）



(海外派遣学生数の内訳)

	H22(2010)	H23(2011)	H24(2012)	H25(2013)	H26(2014)	H27(2015)	H28(2016)	H29(2017)	H30(2018)
交換留学生(派遣)	20	21	23	19	16	20	26	27	19
ILUNO	16	13	14	14	17	13	13	9	8
夏季短期留学	22	33	37	54	36	45	35	34	31
春短短期留学	0	0	0	0	13	12	12	8	11
合計	58	67	74	87	82	90	86	78	69